



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	山間農村における内発的発展と地域生活の変容：北海道余市郡赤井川村を事例として
Author(s)	関，孝敏
Citation	北海道大學文學部紀要，46(3)，193-241
Issue Date	1998-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33709
Type	departmental bulletin paper
File Information	46(3)_PL193-241.pdf



山間農村における内発的発展と地域生活の変容

— 北海道余市郡赤井川村を事例として —

関 孝 敏

はじめに

周知のごとく、昭和の戦後史における高度経済成長は、地域社会の大変貌を引き起こし、地域社会の歪みやひずみをもたらした。自治体の行政区域の大半を山林が占める山間農村は、高度経済成長期以降、このような地域社会の歪みやひずみを顕著に示す地域社会として位置づけられる。

山間農村における地域社会と地域住民とが抱える課題は、生産年齢人口を中心とした人口の減少、それに対して高齢者人口の増大、現金収入を得る雇用機会の確保、公共施設の統廃合や整備、税収入の減少、農業基盤の構造的整備、といったごとく山積している。自治体は、いわゆる新・旧の「過疎法」や国策にそぐう事業計画の申請とその許認可に依拠し、国や上級の行政体の財政的支援を受けつつ、このような課題に対処してきている^(註1)。

こうした状況において、1970年代には、当該の地域社会（住民）について、地域社会（住民）による、地域社会（住民）のための課題解決、そしてそれを通じて地域社会の再編成—いわゆる地域づくり—を図ろうとする地域主義という考え方が提唱された。地域主義は、あくまで地域社会に根ざした発想、他者依存性より自立性、規模の経済より環境（保全）との共生、といった指針をもつ一つの思想であり、実践的な行動規範を示したものと受け止められる^(註2)。

しかし、80年代に至ると、地域主義よりは内発的発展という用語が使用さ

れるようになる。このような用語への移行は、次のような理由が考えられる。すなわち、一つに、内発的發展が地域主義に比べて、将来的展望をいだかせる含意をもっていること。二つに、わが国では、80年代における地域外資本の導入によるリゾート開発—とくに大規模な開発—に対するアンチ・テーゼとしてこの内発的發展が位置づけられるようになったこと。三つに、内発的發展がいわゆる後発社会において巾広く取り上げられるようになり、グローバルな適用性をもつに至ったこと。さらに、地域主義にはコスモポリタンと対比され、偏狭な地域性とこれに根ざした自己利益を図るといった誤解されやすい受けとめ方があり、これを回避するために、内発的發展が用いられることになる、ということもつけ加えられうるであろう^(註3)。

いずれにしても、70年代後半以降における低成長期、とりわけ80年代から90年代に至り、過疎化に苦しんできた山間農村では、明示的か否かはともかくとして、この内発的發展をキーワードとして当該地域社会の課題解決を図ろうとしてきた事例は多い。したがって、こうした地域社会における今後の發展的展望や地域住民における生活の質のさらなる向上に関して、この内発的發展が重要な一つの鍵を握っているといえる。

ところで、山間農村における内発的發展を取りあげるとき、従来の論議に照らしていえば、内発的發展という概念にうかがわれる次のごとき含意に注目する必要がある。すなわち、①地域の資源を最大限活用すること。②地域住民による創意と工夫を導き出し、それを活用すること。③地域住民の主体的な参加があること。④地域外資本に依存しないこと。⑤規模の経済を志向しないこと。⑥地域社会と地域住民への貢献や還元があること^(註4)。

内発的發展の概念におけるこのような含意はもっとも基礎的であると思われる。しかし、山間農村における内発的發展事例を跡づけるとき、これらの含意にさらにつけ加えられなければならない論点がある。その一つは、内発的發展がより十分に展開するためには、山間農村に対比される都市社会との関連づけをいかに組み入れていくか、ということである。いうまでもなく、これは、山間農村の社会発展が当該地域のみをユニットとした小宇宙において、局地的で自己完結的になされることはむづかしいことによる。今日的に

は、都市社会は山間農村の地域生活に多面的な影響を及ぼすことから、都市社会との連携を抜きにした山間農村の内発的發展は成立しにくいからである^(註5)。

二つに、自治体行政と国家行政ないし自治体行政とより上級の行政体との関連を度外視した内発的發展は、現実的には考えにくいということである。たしかに内発的發展には、国家や上級の行政体から自律的であることにこそ内発的發展の本来的な一つの意味があるかもしれない。その意味では、自治体行政が内発的發展にかかわることは、本来的な内発的發展とはいえないという見方も成り立つ。しかし周知のごとく、わが国における自治体行政は、現実的には都道府県という上級の行政体、そして国家というヒエラルヒー構造に抗しがたく組み入れられている。こうした構造に依拠して、山間農村における内発的發展は、自治体行政の一環として、当該自治体が地域社会の発展や地域住民における生活の質の向上を図るために情報を収集し、プランを企画・立案することによって展開するということがある。内発的發展の初発段階では、このような経緯がむしろ多いのではなからうか。

第二の論点はさらに次のように敷衍することができる。すなわち、山間農村における自治体職員は、大都市の場合とは異なり、当該地域社会において生まれ育った者が圧倒的に多い。それだけに彼らは地域社会を熟知している。しかも彼らは行政事務の遂行を通じて、また各種の研修を通じて専門性を習得しうる。他地域との比較を通じて自らの地域社会の客観化を図りうる位置に彼らはいる。くり返すまでもなく、自治体職員はあくまで地域住民の一人であるから、内発的發展に参加する資格としていえば、彼らは自治体職員として、かつまた一般地域住民として、という二重の資格をあわせ持っている。かくして、彼らは山間農村の内発的發展にかかわる有力な人的資源である^(註6)。

そこで本稿では、内発的發展に関する第二の論点の意味、そして、それにかかわる自治体職員を位置づけた先の意味に依拠した山間農村における内発的發展のタイプを「行政主導型」内発的發展と呼んでおきたい。もとより、この「行政主導型」内発的發展に自治体職員以外の地元地域住民が参画する

ことは必須条件である。しかし、ここで強調しておきたいことは、この内発的發展では、あくまで初発段階のイニシアチブが自治体行政によって担われ、そして一般住民の参加を図りつつ内発的發展が進められるということである。したがって、このような「行政主導型」内発的發展は、初期段階において自治体行政がたしかにイニシアチブをとるが、内発的發展の進展によって民間主導に移行しうることを含意したタイプなのである。また実際、民間主導に移行することが好ましいことは、内発的發展の本来的な意味に合致している。いずれにしても、「行政主導型」内発的發展は、初期段階から一切、自治体行政が参画しない一般地域住民のみの手になる「民間主導型」内発的發展とは異なる。

以上のことを踏まえて、高度經濟成長期に多くの離村者を生んだ北海道における一山間農村にみられる「行政主導型」内発的發展の3事例を取りあげる^(註7)。これらの事例は、いずれも自治体行政のイニシアチブによる内発的發展事例である。そのうち第1の事例である「カルデラの味覚まつり」の開催は、現在、民間主導に移行しつつあるタイプであり、第3事例「札幌市手稲区住民との交流」は民間主導に大きく移行したタイプである。これらに対して第2事例「赤井川温泉」の開発は、民間への移行が目論まれたにもかかわらず、その移行の方向性が見出されていないタイプである。一山間農村におけるこれらの「行政主導型」内発的發展は、改めて後述するように、過疎化にあえいだ高度經濟成長期からその後の低成長期においてその打開策を模索しつつ生み出されてきた。バブル崩壊期の今日、これらの内発的發展は地域社会の發展と地域住民における生活の質の向上に少なからず貢献している。以下において、こうした内発的發展事例を取り上げることによって、山間農村における内発的發展の意味を問いつつ、内発的發展に伴う地域生活の変容について考察を加えることにしたい。

1 対象地の概況

赤井川村は北海道の南西部に位置する。村の東部は札幌市、北部は小樽市、

西部は余市町・仁木町、南部は倶知安町・京極町にそれぞれ接している。地形は東西 26 km、南北 17 km、四方を山に囲まれたカルデラ状地形をなしている。平成 7 年「赤井川村勢要覧」によると、年平均気温は 6.48 度、降水量は 1,211 mm、降雪量は 441 cm である。気候は盆地特有の内陸型気候で、冬には積雪が多く、夏は気温が高い。また昼夜の寒暖の差が大きく、果菜類の栽培に適している。

役場所在地から隣接市町までの距離は、余市町―17 km、小樽市―38 km、札幌市―75 km である。もっとも近い余市町には、主要交通機関であるバスを利用して 30 分かかる。余市町からバスないし JR にて小樽市、札幌市にそれぞれアクセスする。赤井川村は、土地利用からすると山間農村ではあるが、隣接市町との地理的位置からいえば、都市近郊農村としての性格をもっている。

平成 9 年 3 月 31 日現在、住民基本台帳によると、村の人口は 1,442 人であり、リゾート開発によって一時期増加した 1,548 人（平成 6 年 3 月 31 日）からやや減少している。赤井川村の人口変動は、昭和 30 年に戦後の最大人口を数えた 3,045 人から高度成長期以降、減少の一途を辿り、平成 3 年に 1,299 人に落ち込むという経緯がある。このような変化をみると、現在、村の人口は過疎化が深刻な時期よりやや多くなっている。

ところで、平成 7 年の産業別人口でいえば、42%が第一次産業、31%が第二次産業、27%が第三次産業となっている。村の基幹産業は農業ではあるが、平成 3 年 12 月にオープンした「キロロリゾート」によって、第三次産業就業比率が高くなっている。

平成 7 年度の村財政をみると、総歳入にしめる地方交付税の割合は 35%であるが、投資的経費は性質別総歳出費の 46.2%を占めている。公債比率と財政力指数はそれぞれ 10.1%、0.281 となっている^(注8)。人口が小規模な山間農村であるとはいえ、自治体財政面では、地域づくりの取りくみが現れている^(注9)。しかし、すでに冒頭で指摘したごとく、過疎化に悩む多くの自治体におけると同様に、対象地域がかかえる課題は少なくない。

2 「カルデラ^{あじ}の味覚まつり」

すでに指摘したごとく、赤井川村における「行政主導型」内発的發展事例には「カルデラの味覚まつり」（以下、「まつり」と略することがある）の開催、「赤井川温泉」の開発、「札幌市手稲区住民との交流」の3つが含まれる。前者2つは、着手された年次が同じ1982年であり、高度成長期後半から低成長期にかけて過疎化にあえいだ赤井川村の手探り状態からたぐり寄せられた試みである。これに対して第3事例は、比較的最近時における1991年7月に農村都市交流を第1の目的として着手されたものであり、山間農村から都市近郊農村への脱皮を目論む地域計画の1つである。

本節では、第1事例の「カルデラの味覚まつり」を取りあげ、この「まつり」による内発的發展を跡づける。そのために次の6点にふれることにしたい。すなわち、(1)「まつり」の成立経緯と目的、(2)「まつり」の企画とその内容、(3)「まつり」の参加者、(4)「まつり」の運営組織と参加形態、(5)「まつり」に対する行政の役割、そして(6)「まつり」の効果と課題である。

(1) 「まつり」の成立経緯と目的

「カルデラの味覚まつり」は、1982年8月13日(金)～15日(日)に3日間開催された第1回目から、昨年1997年(8月9日～10日)には第16回目を数える。この「まつり」の成立事情は、1981年に設立された「赤井川村観光協会」の役員より提出された次のアイディアによる。すなわち、それは、発足時における観光協会の業務が「赤井川村物産館・展望台」に関する村からの管理委託にすぎなかったことに対して、これだけではなくて関連するイベント企画を何か考えてみようという提案である。

改めて指摘するまでもなく、過疎化が深刻化した全国の町村部自治体では、1970年代以降、地域活性化の1つの戦略として祭りを企画することが少なくない。赤井川村も例外ではなかった。先にふれたごとく当村では、小規模ながら「赤井川村物産館・展望台」の建設と「赤井川村観光協会」の設立とが

引き金となり、「まつり」が企画されることになった。この「まつり」の所期の主要な目的は地元農産物の消費拡大にあった。しかし、改めて後述するが、第1回目およびそれ以降の企画内容からすると、「まつり」の目的は、過疎化の波に押し流されつつあった山村社会と山村住民の沈滞ムードを少しでもふっきり、新しい経験による刺激を求め、地域活性化を図りたいというねらいがむしろ大きくあったといえる。そこで次に16年間にわたる「まつり」の企画とその内容を確認しておこう。

(2) 「まつり」の企画とその内容

「まつり」は第1回目開催における3日間を除き、第2回目以降はすべて2日間の開催であり、8月の第1週目ないし第2週目の土・日に行われる。「まつり」は赤井川村発祥の地、曲川（まがりかわ）地区より市街地にある役場近くの会場まで中学生による「聖火リレー」で幕をあげる。この「まつり」は、昨年の企画をはじめとして、過去のポスターにおける企画内容をみると、他地域住民による「まつり」参加に主眼を置く内容と地元住民の参加者を念頭に置く内容とに大別される。

まず前者の他地域住民に主眼を置く企画内容から確認すると、「カルデラの味覚まつり」という名称それ自体が示すように、そしてまた先にふれた「まつり」の主要目的が地元農産物の消費拡大にあることから、農産物に関する企画がまずあげられる。これには地元「農産物の即売会」と「農産物の食べ放題」が主要な内容として位置づけられている。これらの企画は第1回目より恒例となっている。さらに農産物にかかわる企画として途中から加わった内容は、「牛肉の焼き肉コーナー」の設置、そして「カルデラ味覚オークション」がある。

これに対して、後者の地元住民の参加に主眼を置く企画では、地元住民全体を視野に置く場合と、特定の年齢層を中心にする場合とがある。全住民層を対象とした時、「歌謡ショー」ないし「コンサート」、「カラオケ大会」、「郷土芸能」といった恒例の芸能企画があげられる。「歌謡ショー」ないし「コンサート」はプロのゲストを迎える企画であるのに対して、後者2つは素人の

芸達者によるものである。これらの芸能企画について、「盆踊り大会」(第1回～第4回までは全村仮装大会が盛り込まれていた)、「花火大会」、そして2日目に行われるお楽しみ券入り「幸運のもちまき」、抽選による「ザ・ラッキーチャンス」といった企画がある。こうした企画内容は、たしかに地元住民に主眼を置いてはいるが、他地域住民の参加も本来的には歓迎されるべき内容である。それだけに、とくに「幸運のもちまき」と「ザ・ラッキーチャンス」という2つの企画では、地域外住民が参加者の8割以上にものぼることは注目される。

ところで、特定の年齢層を対象とした企画には、第2回目の「まつり」から恒例企画となり、子供達の参加を中心とした「チビッコ・フェスティバル」(親子でゲームを楽しむ)や、第8回目より組み入れた中高年者中心の「レッツフォークダンス」がある。これらはいずれも「まつり」2日目の主要な企画であり、地元住民志向がより強い内容である。ただ同じ特定の年齢層といっても、多くの高齢者層を中心とした企画はみられない。

(3) 「まつり」の参加者

「まつり」の存在理由は、「まつり」のもつ実質的な機能によってははかれることはいうまでもないが、参加者の数によって判断されることも少なくない。そこでまず、「カルデラの味覚まつり」の参加者について、最近における第14回(1995年)の「まつり」に関する「赤井川村駐在所調べ」を参考にしたい。これによると、2日間の延べ人数は約1万5千人という報告がある。赤井川村の人口が約1,500人であるから、「まつり」の参加者は、村人がほぼ全員参加しているものと考ええると、地元住民の参加者は1割にすぎず、地域外住民が9割を占めることになる。したがって、「カルデラの味覚まつり」は、地域外住民による圧倒的多数の参加によって成りたっている。こうした地域外住民の多くの参加者は、「まつり」のポスターに刷り込まれた次のようなサブ・タイトル、すなわち「どさんこの味覚祭へいらっしやいー都市と農村の連合時代を考えるー」(第2回)、「札幌圏の味のふるさとをめざして」(第3回～第5回)、「札幌圏の味と遊びのふるさとをめざして」(第6回～第14回、

第16回),「やさしさ共感! あかいがわ一味寛と遊びのふるさとをめざして」(第15回),といったキャッチフレーズにうかがわれるように,積極的に,札幌市や小樽市を中心とした近接都市住民との交流や連携を図ろうとする「まつり」の企画戦略によるところが大きいといえる。

企画戦略として,「まつり」が開催された当初では,地域外からの参加者不足を懸念したために,隣接する札幌市・小樽市・余市町に住む多くの赤井川村出身者および村人自身の近親者を対象に,葉書を通じて,「まつり」の参加案内を呼びかけるという手だてを講じたことがあった。離村者の帰郷機会を新しく創設するために「まつり」を「盆」近くに設定したのも,このような意図の現われである。現在では,一般都市住民に対して,地方新聞2紙,テレビ局4社といったマスコミを通じて,「まつり」の案内に関する情宣活動を継続して行ったり,交通機関や販売店,スーパー,ホテル,北海道庁等の各種機関を通じてポスターの配布を図るといったことがなされている。

ところで,このような「まつり」の企画内容や企画戦略に呼応する地元外参加者は,表1に示すように,多くが消費者側(タイプE)として分類される。他方,地元住民の多くは生産者側の参加者(タイプA)として位置づけられる。しかし地元住民のばあい,生産者として参加する以外に,生産者と消費者の両者をあわせもつ者(タイプC),そして消費者としてのみ参加する者(タイプB)がいる。同様に,地元外住民においても,量的には少ないが,生産者として,あるいは地元の生産者にタイ・アップするために参加する者(タイプD)がいる。こうした参加者タイプの分化―とくに地元外住民のばあい―は,「まつり」の企画戦略に関わる運営組織に関連している。そこで次に「まつり」の参加について,「まつり」の運営組織に関連づけてさらにふれる

表1 「まつり」の参加者タイプ

	生産者	消費者	生産者+消費者
地域住民	A	B	C
地域外住民	D	E	(F)

(注) Fは現実的にはきわめて少ないので()とした

ことにしたい。

(4) 「まつり」の運営組織と参加形態

「まつり」は、赤井川村、赤井川村観光協会、赤井川村商工会、そして赤井川村農協という4組織によって構成される「カルデラの味覚まつり実行委員会」によって運営される。4組織それぞれの主要な役割を確認しておく、
「まつり」の成立経緯において指摘したことからも、赤井川村観光協会が実行委員会の中核であり、具体的な運営業務を担当する。しかし実際には、「まつり」の企画づくり、情宣活動、事務局運営といった主要業務は、赤井川村役場振興課と連携しながら遂行される。これに対して、赤井川村農協と赤井川村商工会は、特定化した役割業務の遂行にあたる。すなわち農協は地元農産物の販売（「カルデラの味覚大即売会」）、農産物のオークション、（「カルデラの味覚オークション」）、商工会は食堂・出店の調整、「花火大会」、「ラッキーチャンス」の企画を担当する。

さて、先にふれた参加者のタイプの分化は、実行委員会による次のような「カルデラの味覚まつり出店申込み」手続きによって規定されていることがわかる。すなわち、「出店を希望される方は、別紙出店申込書に必要事項を記入の上…実行委員会事務局（役場振興課商工観光係）へ提出…申込書を提出していただいた後、実行委員会において審査し、出店の許可（出店場所を指定）をする予定…保健所等関係機関への必要な手続きは各自において実施…出店料については無料…ただし出店用のテント、椅子、机等は各自で用意願います」とある。この出店申込み要領に従って出店予定者は「誓約書」を提出することが義務づけられている。したがって、「まつり」の参加者で出店の申込み手続きに依拠した者は、参加形態が明確にフォーマライズされている。こうした参加形態による参加者は、先の表1に示した生産者ないしその生産者にタイ・アップする形の参加者（タイプACDF）であって、こうしたタイプは、地元住民か地元外住民かにかかわらず確認しうる。

ちなみに、平成8年の第15回目の「まつり」における出店者一覧によると、25件の出店者がみられ、17店の団体名および8店の個人名が確認される。こ

これらのうち地元の出店者は14店（団体8店，個人6店），地元外の出店者は11店（団体10店，個人1店）となっている。団体に限定して一例を示しておくと，地元では「赤井川村農業協同組合」，「(有)どさんこ農産センター」，「赤井川村乳牛検定組合」，といった地元農産物の消費拡大にかかわる団体が出店している。いうまでもなく，農産物の生産農家は，農協の組合員であるから農協を通じて出店に参加していることになるし，専業農家による生産組織である「どさんこ農産センター」や「赤井川村乳牛検定組合」のメンバーも出店した団体を通じて「まつり」に参加していることにもなる。地元外では，小樽市の「北海道ワイン(株)」，札幌市に本社があり村内に工場をもつ「辻木材(株)」等が地元の農産物とは競合しない商品の販売をする形で参加している。また，会場において販売された農産物の配送を担当するために，「日本通運(株)余市営業所」，「ヤマト運輸(株)余市営業所」が参加している。合わせて「臨時郵便局」も開設される。

「まつり」の運営組織とこの組織運営による参加形態の位置づけから，「まつり」の参加者において多数を占める地元外からの参加者には，数少ないとはいえフォーマライズされた参加形態によるばあいがあり，しかも彼らは「まつり」への消費者としてよりは生産者ないし地元生産者にタイ・アップした形で参加している。このような参加形態による参加であれ，「一回限り型」，「リピート型」，あるいは赤井川村出身者による「帰郷型」といったタイプの消費者としての参加であるにせよ，また地元と地元外とを問わず，「まつり」の参加形態と参加者の動向や「まつり」のもつ社会的経済的効果は実行委員会の企画運営に左右されることはいうまでもない。このような企画運営に加えて，実行委員会の運営は，「まつり」の財政運営によって規定されることが大きいから，これにかかわる行政の役割を確かめることが必要であろう。

(5) 「まつり」に対する行政の役割

ここでは，「まつり」において行政が果たす役割として，「まつり」に関する財政運営の側面に焦点をあてることにしたい。そのために，「カルデラの味覚まつり収支決算書」（第15回平成8年度開催）を手がかりにしたい。まず

収入の部について、予算編成からみると、総額予算は 890 万円となっている。この予算編成において注目されることは、予算枠の約 60% (530 万円) が「村費補助金」によるということである。これに対して、「まつり」の企画内容である「カルデラの味覚食べ放題」、「カルデラの味覚オークション」による収益予算は「売上収入」という項目であり、これが 74 万円 (8.3%) となっている。他の収入項目は、「負担金」、「一般協賛寄付」、「区会寄付」の 3 項目があり、これらは合わせて 80 万円 (10.0%) の予算である。なお、ここでいう「負担金」とは、主催者—農協・商工会・観光協会の 3 団体—の負担金 (各 10 万円、都合 30 万円)、「一般協賛寄付」は「まつり」への参加をフォーマルに認可された出店者 (平成 8 年では 24 件) による寄付金 (30 万円)、そして「区会寄付」は村内の 17 自治会組織 (「区会」という) からの寄付金 (20 万円) である。

さて、実際の決算額において注目しうる項目を上の予算項目に照らし合わせて確認すると、変動しうる余地がある「売上収入」は、予算より約 24 万少ない結果にとどまっている。「村費補助金」の総決算額における比率は、先にふれた総予算に占める割合よりさらに増え 68% となっている。「まつり」の財政運営がいかにこの費目に依存しているかがわかる。総予算の約 7 割を占める「村費補助金」において明らかなように、財政に裏づけられた「まつり」の運営において行政が果たす役割は大きいといわざるをえない。そこでさらに、「まつり」の企画にかかわる支出項目を決算額において確認しておこう。

支出は、事務局運営費と行事運営費とに大別される。前者は総務費 (9.4%)、情宣活動費 (14.3%)、招待費 (3.6%) から成り、これらが総支出の 27% を占める。これに対して「まつり」の実質的な支出費は行事運営費であり、総支出の 73% となる。この行事運営費は地元農産物の試食用の食材購入・販売にかかわる運営費 A (12.6%) と「まつり」のメイン・イベントである芸能企画、カラオケ大会、花火大会、そして景品があたるザ・ラッキーチャンスといった行事運営費 B (60.5%) とに分けられる。行事運営費に「村費補助金」の 7 割が支出されることは、このような企画内容を通じて、「まつり」の参加者を一人でも多く得たいということの現われである。

ところで、多くの自治体において、祭りは地域社会の活性化、地域住民の一体化を押し進める役割をもつと共にマンネリ化し、曲り角にきたといわれることも少なくない。そこで赤井川村における「カルデラ味覚まつり」のこのような評価にかかわる「まつり」の効果について指摘したい。

(6) 「まつり」の効果

すでに言及した(1)～(5)をふまえていえば、「まつり」の効果は、次の諸点に求められるであろう。すなわち第1に、農産物の販売をねらいとした出店者による販売実績が1千万円を越えるに至ったことから、「まつり」の主要な目的の1つである地元農産物の販路拡大、消費拡大の糸口ないしルートが確保されたこと。ちなみに、平成7年度における「まつり」(第14回)の販売実績をおもな出店者について示すと、総販売額14,237,773円のうち、農産物の販売は主として「赤井川村農協」(37%)、「旬どさんこ農村センター」(14.6%)、「赤井川乳牛検定組合」(12.2%)の3団体によってなされ、これらが全体の6割強を占めている。販売された農産物(予約を含む)の配送は、地元「赤井川郵便局」(2.1%)、地域外からの出店である「ヤマト運輸」(1.5%)および「日本通運」(1.5%)の3者が担当している。この年度では、これらが70万円余の営業実績を示している。なお、「まつり」の参加者に飲料水・ワイン・漬け物・おやつといった商品を販売した地元出店者である「A商店」(2.6%)と「B飲食店」(1.4%)は、あわせて約60万円の収益をあげている。

第2の効果は、他地域住民、とりわけ隣接都市住民との交流である。これは、「まつり」の主催者や赤井川村住民が都市住民と農産物を媒介とした経済的活動によって交流する側面と同時に、都市住民からの新しい刺激を受け生活環境のちがいを両者が補完しあいつつ交流する側面をもっている。「まつり」の目的のひとつとしては、このような後者の意味における農村都市交流の場としての「まつり」が位置づけられている。「まつり」の参加者数は変動的で、駐在所調べを参考にしたとしても明確な数値は把握しにくいと思われるが、赤井川村出身者による「帰郷型」の参加者数よりは一般都市住民の参加者数が支配的になっていることは事実である。このことから、都市住民の

「まつり」への参加がたとえ「1回型」であるにしても、彼らとの交流の進展は都市住民との交流機会の確保と継続性を保証するものであろう。しかし、都市住民との交流の実質的な展開は、「まつり」に継続して参加する者の量的拡大において、つまり「リピート型」による都市住民の参加者の増大によっていっそう進展するといえる。この点は、第4節「札幌市手稲区住民との交流」において確かめられる。

第3の「まつり」の効果は、地域社会における新しい文化的活動とその育成である。「まつり」の重要な企画内容の1つである郷土芸能は「カルデラ太鼓」、「田楽神楽太鼓」、「赤井川音頭」（踊り）であり、これらはいずれも赤井川村の開村80周年を記念して、昭和56（1981）年、つまり第1回「カルデラの味覚まつり」（1982年）の前年に新しく創り出された。これらの郷土芸能は、過疎化が深刻に進行し続けていた時期に、地域社会を見直し、地域住民の一体化を図り、そして村の将来的発展を祈念する1つのシンボルとして位置づけられた。それだけに太鼓—大太鼓と小太鼓—の新規購入がなされ、しかも太鼓の打ち方は赤井川村の独自性を込めるために新しく創作された「赤井川音頭」の作詞・作曲にもとづくものであった。

このような郷土芸能、とりわけ勇壮な太鼓の響きは「まつり」の雰囲気盛り上げるものであるから、初日の実質的なオープニングの意味をもっているといつてよい。過去16年間の企画からすると、初日にこの郷土芸能のプログラムが組まれるようになったのは第6回（1987年）の「まつり」からである。この期において「まつり」の参加者によって、この郷土芸能が評価され、定着してきたものと受け止められる。とくに「カルデラ太鼓」の打ち手にはその育成と継承を必要とすることから、担い手の中核が初期の壮年層から青年層へ、そしてさらに中学生・小学生へと年齢層の着実な拡がりが見られる。小学生のばあい、現在では「カルデラ太鼓」が学校教育の一環として組み入れられ、その修得と共にその文化的継承が図られている。

第4の効果として、「まつり」の本来的なねらいである地域活性化への貢献がある。この効果の内容として4点を指摘しうる。その1点目は、「カルデラの味覚まつり」が赤井川村全体にとっての唯一、最大のイベントとして定着

してきたことである。「まつり」への参加形態が異なるにせよ、全ての地域住民が1年に1度の参集しうる機会として「まつり」を位置づけるようになった。しかも他出者や縁者をも呼び集める確実な1つの機会として認知されるようになってきた。かつて農山漁村社会の「まつり」といえば、神社のまつり（とくに秋まつり）を指すことが多く、このまつりが地域住民を一体化させる社会統合の機能を果たすといわれた。しかし、高度経済成長期において多くの離村者を生み出した結果、こうした地域社会における「まつり」は衰退の一途を辿ることが多かった。赤井川村も例外ではないが、「カルデラの味覚まつり」はそうした状況下において、地域住民はもとより都市住民をも参加者として組み入れた新しい社会統合の機能を果たしている。

2点目は、他の内発的発展に連なる素地を創り出しているということである。改めて第4節において取り上げるが、「札幌市手稲区住民」との農村都市交流は、本節で言及した「まつり」の参加者タイプにおける都市住民の消費者（タイプE）の拡大、しかも「リピート型」の確実な量的拡大を図るものである。さらにこの農村都市交流は、「まつり」のみの参加による交流機会を拡大するものであり、1年に1度の機会から複数回数の機会を創り出すものである。「まつり」の参加における交流は、「まつり」に関する企画、立案、実施、反省といった過去10数年にわたる経験とそれにもとづくノウハウの蓄積を生み出したことから、さらに農村都市交流に関する他の内発的発展を誘発する役割をはたしている。

3点目に、村民の意識や態度における変化。村民の中でも農産物生産者は、「まつり」において自分の生産した農産物を直接生産者に販売する経験を継続的に持つにいたった。従来、農産物は農協を通じて販売されることが多かったから、農産物生産者は消費者と直接的な関係を持つことが少なかった。そのために農産物生産者は、消費者との関係において自分の生産した農産物に対して間接的であり、受身的にならざるをえなかった。しかし、「まつり」において、独立した生産者として消費者と直接相对应する機会を持つにいたったことから、いわゆる「顔がみえる農業（農産物）」を実践的に新しく経験することになった。そのために、消費者のニーズがどこにあるかを把握し、そ

してそうしたニーズにいかに関心をもち、責任をもって応えるか、という農業生産者としての自覚化が求められるようになってきた。それだけに、農産物生産者としてはもとより農業経営者および農産物販売者として農業生産に対する創意と工夫がますます問われることになった。

4点目の効果として、村役場における行政組織の改編と職員の業務遂行上の変化。「カルデラの味覚まつり」は、現在、振興課商工観光係が実質的な事務局を担当している。この係は、すでに言及したように「まつり」の企画や財政運営をも担っている。しかし第1回目の「まつり」開催時では、社会課が担当部署であって、振興課は開設されていなかった。「まつり」がはじめての経験であることに加えて1部署のみによって「まつり」の事務局、企画、情宣、財政運営といった業務を遂行することはむづかしかった。そのために産業課がサポートする態勢となった。当時、「まつり」の開催と並んで温泉開発のためのボーリングが進行中であったために、このような事業遂行とからみ産業課に商工観光係が新しく設置された。この後、「まつり」の継続、さらにゴルフ場の建設をはじめとしたリゾート開発の波がこの赤井川村にも押し寄せてくるに伴い、こうした状況に対応するために振興課が独立した部署として平成元年（1989）年に設置され、この課に商工観光係が位置づけられることになった。「まつり」は村役場の行政組織に新しい部署を導きだした。

このような行政組織の改編から、「まつり」の直接担当部署の職員は企画、情宣の業務にかかわり、従来、経験しなかった対外地域社会やマス・コミ関係等に対して、一種の営業活動を行うという新しい経験をせざるをえなかった。上級の行政官庁（組織）との対外交渉ではない相手との交渉をすることとなり、戸惑いや勝手の違いを経験しつつ「まつり」を継続的に開催するようになった。職員が「まつり」という新しいイベントを通じて、行政事務とは性格が異なる業務を遂行し、新しい学習が進展した。このような業務遂行の成功のためには、その業務が新しい経験であるだけに、受動的ではなく能動的な対応を要求されることになり、担当職員にあつては、業務遂行に対する意識改革と態度変容が必要になった。もとより、「まつり」には全職員がなんらかの形で参加しているし、人事異動によって、「まつり」担当部署に配属

されることもあって、このような意識と態度の変容は職員間において漸次、浸透してきた。こうした変化の浸透は、数年後の大型リゾート開発に対する役場職員の対応に生かされることになった。

(7) 「まつり」の評価と課題

「行政主導型」内発的発展の1事例として「カルデラの味覚まつり」を取り上げた。この「まつり」の評価が問われている。すでにふれたが、「まつり」が第16回を数えること、参加者数不足が危惧された初期の開催から昨年度では15,000万人を数えるに至ったこと、出店者の販売総額が平成7年度実績にみるように、1,400万円台になったことなどは一定のプラス評価である。また(6)で述べた「まつり」の効果もプラス評価として位置づけられるであろう。

これに対して、必ずしも顕在化していないけれども、「まつり」における企画のパターン化、特定の社会層に対する恩恵の傾斜、「まつり」開催に伴う繁忙化、「まつり」の真の対象者はいったい誰か、といった「まつり」が抱える課題につながるマイナス評価も散見しうる。しかし、このような評価は「カルデラの味覚まつり」における過去の実績をみかぎり、左程大きなマイナス評価とはいえないように思われる。むしろ次のような課題の設定と克服が内発的発展としての「まつり」の意義を深化させるために重要ではなかろうか。

第1に、「まつり」の業務とその遂行が、行政主導から民間主導にどこまで移行させられるかということ。たとえば事務局運営、企画、情宣といった業務が赤井川村観光協会、赤井川村商工会によって主導的に担当されること。このためには、「まつり」にかかわる人的資源の発掘と確保、そして養成が必要であろう。

第2に、「まつり」の財政運営に関して、総予算における村助成支援比重の減少。行政主導から民間主導への移行は、この財政運営のあり方にも単的に現れているから、「まつり」における自主的財源の確保、そして総予算における自主的財源比率の増大を図ることが必要となろう。

第3に、「まつり」の実行委員会の構成において、観光協会、商工会、農協、

そして赤井川村役場が中核的団体として位置づけられるが、村内における他の社会集団の協力参加がさらに必要ではないかと思われる。たとえば、行政上の地域組織である「区会」や、婦人会の積極的な参加―「まつり」における企画内容にかかわる実質的な参加―が望まれる。

第4に、高齢者の「まつり」への参加形態が明確化される必要があるだろう。たとえば、かつて特別企画として行われた「ゲートボール大会」の「まつり」時における恒例化、高齢者による花卉栽培の出店、「まつり」における高齢者の談笑コーナーの設置等も考えられるであろう。

第5に、「まつり」に参加した都市住民に対するモニター制の導入を図ること。これは消費者による「まつり」の評価を問うことであって、彼らの評価をさらに「まつり」に反映させることの制度化の試みである。このことによって、都市住民がたんに農産物の消費者にとどまらず、「まつり」の企画にさらに参加することになるし、1回限りの参加型から「リピート型」の参加に変化することの可能性が拡大するのではないかと思われる。この点はくり返し指摘した札幌市手稲区住民との交流によって一部実現しつつある。

3 「赤井川温泉」の開発

赤井川村における「行政主導型」内発的発展の第2事例は、「赤井川温泉」の開発である。これは前節で取り上げた「カルデラの味覚まつり」と同時期に進展した事業計画である。両者は、過疎化が深刻に進行し、赤井川村の落ち込みが激しい時期における打開策として位置づけられた。

いうまでもなく、温泉の開発は、「まつり」の開発と並んで北海道の多くの自治体によって試みられてきた。とくに、80年代後半における「総合保養地域整備法」（通称リゾート法）や竹下内閣による「ふるさと創生」1億円の活用、さらに高齢化に対するいわゆるゴールドプラン構想にからみ、「温泉付き保養センター」の開発が進展した。しかし、「赤井川温泉」の開発は、そもそも1970年代後半に遡り、地域活性化のきっかけを少しでもつかみたいという赤井川村のものがきに基因していた。そのために、開発プロジェクトは、山村

社会とその地域住民における生産と消費の両側面に関係づけられつつ進展した。けれども、あらためて言及するように、「赤井川温泉」の開発には紆余曲折があり、開発当初における多面的な内容をもつプロジェクトから今日における単一化した「保養センター」としての「赤井川温泉」へというプロジェクトの変遷が確認される。そこで以下において、このような変遷を背景とした(1)「赤井川温泉」に関する開発当初のプロジェクトと「保養センター」化、(2)「赤井川温泉」の施設利用、(3)「赤井川温泉」の開発効果、そして(4)「赤井川温泉」の開発課題の4点について順次ふれることにしたい。

(1) 開発当初のプロジェクトと「保養センター化」

「赤井川温泉」に関する開発当初のプロジェクトは、温泉それ自体の掘削と温泉を利用した地熱開発を内容としていた。まず、温泉それ自体への関心は次のような情報が引き金だった。すなわち、70年代後半に、後志支庁(赤井川村が位置する行政支庁)管内選出の北海道議会議員のA氏が地域エネルギー関係の委員であったことから、この議員より赤井川村は温泉開発の有望地である、という情報が寄せられたことによる。この情報を手がかりに試験的な掘削を経て、本格的な「温泉掘削申請」が北海道知事に対して提出されたのは1982年4月10日である。

申請書によると、掘削場所は村役場近くの便利で見晴らしのよい位置であるが、掘削深度は1,200メートルとある。掘削深度はかなりの深さであるから、温泉をなんとか探り当てたいという願望がこのような数値に現れているといつてよい。というのも、この温泉の掘削は、同年6月10日着手、11月30日完了予定の「地熱開発利用施設整備事業」(市町村振興補助金申請)として北海道知事に申請された事業によるものであるが、この事業申請に対して、2度の工期完了予定の延期申請がなされていること、そして最終的に翌年1983年1月20日、1,350メートルの深度において完了としているからである。

ところで、温泉利用の目的は、先の申請書によると、「①地熱利用による石油の代替エネルギー化、②園芸ハウスの育成、③老人いこいの施設の建設に

よる浴用利用、そして④多額の電気を消費している村民体育館、役場庁舎等の暖房用として利用」(番号は筆者)と、多面的な内容が盛り込まれている。4点すべての実現可能性はともかくとしても、温泉開発にける赤井川村の期待、意気込みが十分にうかがわれる。

このような温泉開発の目的実現のために、村は、1983年6月に「地熱利用プロジェクトチーム」を編成し、社会課が責任部局となった。このプロジェクトチームにおいて具体的な開発内容の検討がなされるが、同年10月3日に、北海道知事に対して村より「温泉利用許可申請」が出された。そして温泉利用の目的のうち、③の浴用利用がもっとも早く実現し、温泉利用の許可にもとづき同年12月19日にプレハブ造りの「赤井川温泉公衆浴場」がオープンした。これに対して、当初における温泉利用に関する他の目的のうち、試験的にせよ実施された内容は、②園芸ハウスの育成のみにとどまった。具体的には、園芸ハウスの育成として「みつばの水耕栽培」が試みられた。1984年5月25日の「地熱利用対策特別委員会」(第8回)の付帯資料によると、この「みつばの水耕栽培」計画は、「1棟100坪のハウス10棟、建設費用—9,584万1,000円、水耕式みつば栽培の収益—5,195万5,000円(純益3,591万2,000円)、栽培稼動人員—専従1名、パート5名」とあることから、かなり大規模な計画であったことがうかがわれる。しかし残念なことに、水耕栽培は採算がとれないという判断から、1985年に至り中止された。

こうして「赤井川温泉」の開発は、浴用利用という単一目的に一元化されることになった。これを契機に、暫定的なプレハブ建築の「赤井川温泉公衆浴場」は村内、村外を問わず地域社会により広く開かれたいっそう公共性のある、そして温泉保養が可能な恒久的施設へという転換が図られた。そこで村は、1987年度より開始された「赤井川村新農業構造改善事業」の一環として、「赤井川村構造改善センター(保養センター)」建設を1988年6月10日に着工した。この「保養センター」は、同年11月15日に完成し、12月12日に落成式を迎えたが、その建設目的は次のごとくである。

「①農業経営者のコミュニケーションの拠点、②高齢化社会に向かって憩いと生きがいの場、③都市近郊農村として人間関係のふれ合いと潤いのある村

づくりを進めることを目的」(番号は筆者)として、また「村の茶の間」とするべく建設したとある。敷地面積 4,179.7 m²、鉄筋コンクリート造平屋建、建築面積 605.44 m² のこの「保養センター」は、落ち着いたあるゆったりした男女の各浴室、大広間、研修室(2室)、営農対策室、スペースを十分にとったホールとロビー、そしてホールには村の生産物を紹介する物産コーナー、ロビーには軽食コーナーをそれぞれ配置して設計されている。

手探りの温泉開発から約 10 年、名実ともに「保養センター」として再出発することになった「赤井川温泉」は、村民と村外住民によってどのように施設利用されているのか。施設利用の分析から温泉開発による内発的発展の意味を考察してみよう。

(2) 「赤井川村保養センター」の施設利用

「赤井川温泉」が「保養センター」として出発すると同時に、専任の管理人が置かれた。これに伴い毎日の利用状況が、担当部局の村役場社会課保険衛生係(1996 年 10 月より振興課商工観光係が担当)において毎日集約され、記録されることになった。このようにして得られた 1988 年 12 月 13 日のオープンより 1997 年 1 月まで毎日の「赤井川村保養センター入浴状況調べ」(「入浴状況調べ」と略すことがある)を手がかりにして、施設利用状況を取り上げることにした。

施設利用は、温泉利用と研修室利用とに大別される。両者とも有料と無料の 2 種類の形態がある。温泉の無料利用には 4 つのタイプがある。すなわち福祉券(70 歳以上の高齢者および身体障害者に対して年間 24 枚の無料券が支給される)、乳幼児(小学校就学前の子供は無料)、村等公共団体・区会・農業関係者の研修に伴う無料申請の許可、そして村への公的来客者に対して、それぞれ無料となる。後者の研修室の利用は、先にふれた各種団体が研修室の無料申請を行い公共性のある場合として認定されると、無料となる。「入浴状況調べ」では、このような無料利用者に関する各種のタイプ別、さらに有料・無料の各利用者の地域別集計もなされている。

そこでまず、施設利用に関しては、温泉利用者が圧倒的に多いことから、

温泉の総利用者数からみると、1988年12月のオープン時は、半月ではあるが村内1,223人、村外1,083人、合計2,306人が入浴している。このうち、無料入浴者数は389人（福祉券134人、幼児188人、研修に伴う無料申請許可59人、公用8人）となっている。翌年からは1年間毎の集約ができるので、8年間の利用変化を把握するために温泉の総利用者数を村内、村外別に整理し直した。これが図1である。

過去8年間でもっとも多い温泉利用者数は1989年の71,962人であり、その後6万人台をキープしていたが、1996年には56,175人とはじめて5万人台となった。この間、1992年に「保養センター」の一部改築、1994年6月に露天風呂増設が行われたが、これらによって利用者数に大きな変化はない。また1995年から、前節で述べた「カルデラの味覚まつり」の期間中、保養センターの無料開放が行われることになったが、これも利用者数全体にあまり影響していない。こうしたことを考え合わせると、1996年の5万人台への落ち込みは利用者数の頭打ち状態を示すのかもしれない。

表にはしてはいないが、月別では、行楽シーズンの5月、夏休み・盆休み

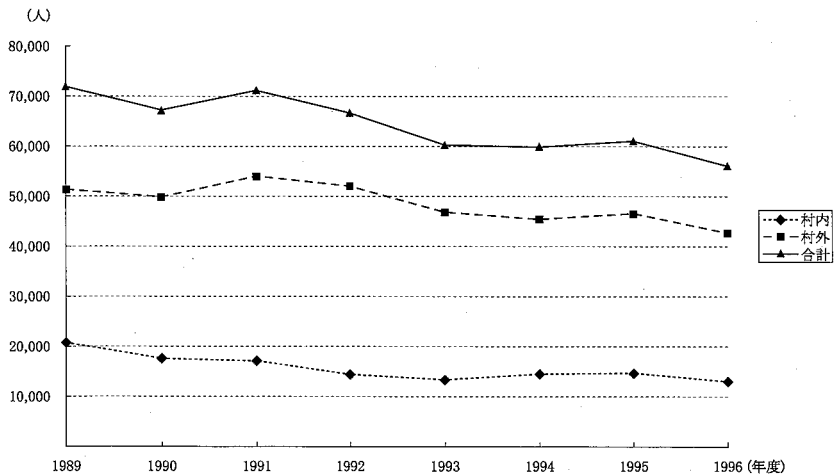


図1 「保養センター」利用者総数

があり、そして「まつり」が行われる8月にそれぞれ利用者数が増え、最も多い。これらに9月が続く。ちなみに、過去最も多い利用者数の月は、1992年5月の9,119人であった。これに対して、利用者数が少ない月は過去8年間、いずれも12月であって、2,500人～3,700人程度の利用者数となっている。

村内村外別利用状況では、いずれの年次も村外の利用者が多く全利用者の7割から8割を占めている。「赤井川温泉」が広く地域社会に開かれた「保養センター」として建設されたという目的は、このような村外者の利用状況にうかがわれる。村内村外別の利用者数を月別にいま一度確認すると、村外者は先に指摘したごとく5月、8月そして9月が増え、最も多い。これに対して、村内利用者は、1月～5月、そして8月が比較的多くなっている。8月は村外者と同様の理由が考えられる。しかし、降雪量が多い、しかも冷え込みが厳しい冬期に利用者が増えることは、次のように理解される。すなわち、この期において、村民が屋内生活を余儀なくされつつも、正月休みと農閑期を利用し、「保養センター」における憩いと潤いを求めた結果であるということ。したがって、「村の茶の間」としての「保養センター」の意味は、この1月～5月においていっそう見出されるといえるであろう。

ところで、「保養センター」の利用には有料と無料があることは先に指摘した。有料による利用者は、過去8年間、ほぼいずれの年次も総利用者の8割強を占めている。そして大人の有料利用者は全有料利用者のおよそ9割となっている。これに対して、無料利用者は全利用者の1割から2割にとどまっている。無料利用者の4タイプのうち、福祉券の利用者は、大部分が70歳以上の高齢者であるから、地域社会の高齢化の進展を反映して、8年間に2,900人から4,453人へと着実に増大している。今後、高齢化がさらに進むことが想定されるから、この福祉券利用者はいっそう増加するであろう。無料利用者のうちで、就学前の幼児の利用者数は、最近では、有料の子供の利用者数よりも多くなっている。「保養センター」の全利用者数がやや減少する傾向の中で、福祉券の利用者数が増加の一途を辿っていること、そして幼児の利用者数が多いということは、「保養センター」が親子、祖父母と孫といった家族

成員の語らいの機会をつくっていることになる。その量的増大は村民の余暇生活の拡大機会を示すことにもなるであろう。

温泉の入浴という施設利用に比べると、量的に少ない研修室の利用がある。この施設利用は団体として利用する場合が多く、しかもその件数をみると、有料の利用件数が圧倒的に多い。少ない年次でも7割、多い年次では9割が有料利用件数となっている。これに対して、無料の研修室利用件数は、量的には少ない。しかしそれでも、申請が団体であるから、実質的な研修室利用者数は、年次により多少の違いがあるものの、652人～1,353人となっている。ちなみに、参照しえた1996年1月～12月における研修室の無料申請許可団体の一例を示すと、次のごとくである。「⁽¹⁾」は団体名、⁽²⁾は利用目的をそれぞれ示す。「日ノ出区会」(健康づくり学習)、「カルデラの里づくり三十人会」(生産者打ち合わせ会議)、「農協婦人部」(農協婦人部新年会)、「共栄区会」(保健補導員会議)、「産業課農政係」(山村振興特別対策事業打ち合わせ)、「悠楽会ゲートボール部」(ゲートボール部冬季研修会)、「中央区会婦人部」(中央婦人部打ち合わせ)、「産業課」(移動村づくり大学参加者懇談会)、「共栄蔬菜研究会」(蔬菜研究会)、「赤井川村商工会」(商工会会議)、「旭苺除雪組合」(除雪機使用について)、「⁽³⁾どさんこ農産センター」(氷室施設設計打ち合わせ)、「JA赤井川村」(生産者打ち合わせ)、「北海道消防協会後志地方支部余市分会」(赤井川支署) (後志支部懇談会)。

研修室の「無料利用申請許可」資料から、村内のあらゆる団体が利用していることが確認される。それだけ施設利用が広範囲になされていることになる。「赤井川温泉」は「保養センター」として一元化されたが、「新農業構造改善事業」の一環として「保養センター」が建設されたことから、このような村民生活の広汎な領域にわたる団体による研修室利用は望ましいことであろう。しかしすでに確認したように、施設利用において、圧倒的多数を占める利用者はなんといっても有料の村外利用者である。このような利用実績から、1996年10月より「赤井川村保養センター(赤井川温泉)」の責任部署が社会課保健衛生係から振興課商工観光係に変更した。「赤井川温泉」が「JR北海道」による「近場、温泉めぐり」(10月から翌年5月にかけて)企画の1コー

スとして選定されるに至ったことを考え合わせると、担当部署の変更は当然ともいえる。このような「赤井川温泉」の利用は、有料の村外利用者が多いだけに、温泉開発の効果はどのように見出されるのか、それを次に取り上げることにしよう。

(3) 「赤井川温泉」の開発効果

「赤井川温泉」の開発効果は、すでにふれた「保養センター」の建設目的に即した直接的な開発効果と「保養センター」の建設に伴う派生的効果とに大別しうる。前者の開発効果では、具体的にいえば、次の5点が含まれる。すなわち、①村内住民の保養が図られること(保養効果)、②村内住民相互の交流とその促進が図られること(交流効果)、③村内における諸団体に活動の場が提供されること(団体活動促進効果)、④福祉券発行により地域福祉の向上が図られること(地域福祉効果)、⑤村外者による村民との交流機会と赤井川村に対する認知機会が提供されること(交流と認知の効果)である。

これに対して、後者の派生的効果では、現段階において2つの効果が確認される。その1つは、村内住民に対して雇用機会が与えられていることである(雇用効果)。「赤井川温泉」が「保養センター」として再出発した時点において、村は「保養センター」の管理業務を赤井川村商工会に業務委託した。この業務委託は1年契約であり、毎年契約の更新がなされる。そしてこの業務の委託にかかわり、村は赤井川村商工会に1年間666万5,130円(平成8年度の委託料)を支払っている。赤井川村商工会はこの委託料を活用し、「保養センター」の管理人として2名を雇用している。この雇用も1年間毎の契約であり、更新がなされている。管理人としての業務は受付、施設の清掃が主な業務である。雇用機会が乏しい山間農村において、この管理人業務は、わずか2名とはいえ、確実な収入とそれによる生活を保障する雇用機会となっている。

他の派生的効果は、施設利用に対して支払われる入館料や貸室料が村の財政に組み入れられる歳入源となっていることである(財政効果)。一例として、平成7年度実績を示すと、次のごとくである。入館料1,884万6,050円、貸

室料 27 万 1,700 円, 売店使用料 24 万 7,200 円, 自動販売機設置料(飲料水) 31 万 6,440 円, 自動販売機設置料(タバコ) 4 万 1,880 円, 合計 1,972 万 3,270 円である。総収益より, 先の管理業務委託料 666 万円余(平成 7 年度も同じとすると)を差し引いた約 1,300 万円が村の歳入に組み入れられる。もちろん電気料金や補修費といった必要諸経費がさらに引かれるから, 純益はもう少し減少する。それにしても毎年, 定期的に 1 千万円余が歳入として計上されることは, 40 億円弱の総歳入(そのうち地方交付税+国庫支出金+道支出金が約 6 割を占める)規模の自治体にとって, その数値のもつ意味は必ずしも小さいものではないように思われる。

以上にみるように, 「赤井川温泉」の開発効果は多面的である。しかもいずれの効果も, プラス効果として位置づけられる内容である。しかし, これらの評価が指摘されたとしても, 「赤井川温泉」のさらなる開発効果を考えるとすれば, 今日までの「赤井川温泉」の開発における課題を取り上げ, そのことを通じていっそうの開発効果の可能性を探ることが必要ではないかと思われる。

(4) 「赤井川温泉」の開発課題

「赤井川温泉」の開発課題は, (3)「赤井川温泉」の開発効果における場合と同様に, 「保養センター」建設の目的に即したより直接的な開発課題と, 「保養センター」建設に伴い派生してきた開発課題とに分けられる。このような開発課題は, 課題克服の実践的意味をもつから, やや提言を含む形で以下, 指摘してみたい。

さて, 前者の直接的な開発課題に関していえば, まず第 1 に, 温泉の地熱利用にかかわる課題である。この課題については, さしあたり以下の 3 点を取り上げておこう。①農業生産に地熱を利用することについて。この点はすでにふれたように, 試験的に「みつばの水耕栽培」が行われたが採算面から中止された。その後は, このような取り組みはなされていない。しかし赤井川村の基幹産業は農業であるから, この部門に対する温泉の地熱利用は過去の経験を生かして再検討の余地があるのではないかと思われる。というのも

長い冬、厳しい寒さがあり、しかも降雪量が多い赤井川村では、冬期間の有効利用は重要である。このために温泉の地熱利用は捨てがたいからである。一例を示すと、道内他地区において先行例がみられる花卉栽培や園芸栽培への実験的な取り組みが考えられうる。他地区では、必ずしも地熱利用によらないハウスの花卉栽培がなされているから、地熱利用がなされるとコストダウンが図られるかもしれない⁽¹⁰⁾。加えて、赤井川村では、「赤井川温泉」の開発の手探り期に村内 20 ケ所にボーリングが試みられており、その際、複数の温泉が確認されている。将来的な地熱利用の余地は残されているといえる。

②温泉の地熱を「保養センター」に近い公共施設の光熱源として利用することについて。これは、農業生産への地熱利用以上に組み込まれていない。しかし、公共施設のうちでも、「保養センター」から 100 メートル余離れた役場庁舎まではともかくとして、文字どおり隣接する体育館に関しては、光熱費の一部削減を図るべく地熱利用の可能性がいま一度、検討されてよいのではなかろうか。いうまでもなく、最小限の設備投資と光熱費の軽減との費用便益計算が必要であるが、地熱利用の可能性の 1 つとして指摘しうるであろう。

地熱利用に関する③は、融雪への地熱利用についてである。「赤井川温泉」の開発にかかわる地熱利用のうち、現在、行われている唯一の利用はこの融雪に対してである。しかし、この融雪は「保養センター」周辺にとどまっている。①でふれた村内のボーリング結果をふまえ、複数の温泉の可能性を融雪に利用することは、積雪量が多い赤井川村の冬期における道路の除雪対策の一助につながる。赤井川村における高齢化の進展に伴い高齢者や高齢者世帯にとって、冬期における除雪はライフラインを確保するためにいっそう重要となるからである。加えて、村内における大型リゾート開発である「キロロリゾート」は、冬期のスキーリゾートを中心としているから、スキー客送迎のために幹線道路の除雪は欠かせない。この除雪費は年間 5,800 万円にのぼることから、地熱利用の将来的可能性は村の財政支出の軽減に貢献することにもなるう。

第 2 の直接的な開発課題は、「保養センター」の施設利用についてである。

これには3点の具体的な課題が考えられる。その1点目は、村内利用者の利用状況に地域的かたよがりがありはしないかということである。「保養センター」は赤井川村の西部に位置するから、村役場を中心としたこの地区及び周辺地区では施設利用が比較的容易である。しかし、「保養センター」から10キロメートル以上の遠距離にある落合地区や常盤地区の住民にとって、とくに車の運転ができない者や高齢者にとって、この施設利用には距離による制約が伴う。このような制約条件の克服は、施設利用の公正さと機会均等につながり、ひいては村内住民の施設利用者の増加をもたらすことになるであろう^(注11)。

2点目は、村内における老人介護に対する温泉利用の可能性についてである。赤井川村では、高齢者を主な対象とした施設が2つある。それは「寿の家（悠楽荘）」と「デイ・サービスセンター」である。前者は、主に高齢者のための余暇ないし娯楽施設として1984（昭和54）年に設立された。村から委託された管理人1名がこの施設の管理業務を担っている。この施設の特徴は、冷泉を利用したわかし風呂があることであり、しかも65歳以上の入浴者は無料ということにある。後者はいわゆるゴールドプランに依拠した施設であり、1996（平成8）年4月にオープンした。いうまでもなくこの施設は介護を必要とする高齢者も利用できるように送迎バスの運行が行われ、センター内に介護担当者も常勤している。この施設には、調理施設や入浴施設もある。しかし入浴施設は水道のわかし湯であり、施設運営経費はけっして少なくない。

これらの施設には、いずれも入浴施設があるが、「保養センター」におけるような温泉利用ではない。すでに指摘したように、「保養センター」における無料の福祉券の発行は、必ずしも老人介護を念頭におくものではないが、温泉を利用した老人介護は他の道内自治体において実施されている好事例がある^(注12)。このようなことから、超高齢化に対する将来的な対処の1つとして、「保養センター」における老人介護的機能の一部遂行といったことが検討されることになるかもしれない。それだけに赤井川村では、「保養センター」、「寿の家」、「デイ・サービスセンター」3者の機能的補完を図りつつ、高齢者にとっての有機的な施設利用がいつそう必要となるであろう。

3 点目は、村外者による施設利用についてである。村外者の施設利用は、村外者と村民との交流機会と村外者による赤井川村の認知機会の両機会をもつと同時に、施設利用による使用料が村財政に組み入れられるという意味があった。こうしたことから、村外施設利用者の一定数の確保は必要である。そのために、過去の利用実績に照らして、村外利用者に関する年間目標数を設定し、その達成戦略を講じなければならない状況が今後、いっそう増してくるように思われる。それだけに、すでに実施されている「カルデラの味覚まつり」参加者に対する「まつり」期間における「保養センター」の無料開放や「JR 北海道」の温泉ツアー企画への参入といったことは欠かせない達成戦略であろう。

加えて、次節において改めて取り上げる札幌市手稲区住民との定期的交流を通じて、特定の都市住民による定期的な施設利用の確保も有力な達成戦略の 1 つである。このような「リピート型」利用者の一定数の確保は、一時的な「立寄り型」利用者、そして比較的規模が大きい「団体によるツアー型」利用者と並んで今後さらに重要となるであろう。

ところで、「保養センター」の建設に伴い派生してきた開発課題として、次のことが考えられるように思われる。それは、「赤井川温泉」の開発以来、今日「保養センター」としての性格が鮮明にされているが、この温泉開発はそもそも「まつり」の開催と並んで地域活性化を図るものであった、という地域住民の自覚化の必要性である。「保養センター」は公共性のある、しかも地域住民の福祉の増進、村外住民との交流といった多面的機能をもったセンターとして位置づけられることから、地域住民の一体化を図るシンボリック要素がこの「保養センター」にあると思われる。「赤井川温泉」の開発とその後の経緯は、地域づくりの実践が行政主導とはいえ、確実に進展していることを示している。このような意味において、「保養センター」が地域社会のセンターとして、そしてシンボルとして位置づけられることを自覚化すること、またそのことを確認することが今後いっそう必要ではなかろうか。

4 札幌市手稲区地域住民との交流

過疎化が進行した農山漁村の地域活性化は、1980年代における「都市農村交流事業」（以下、「交流事業」と略す）の促進を通じて進められることが少なくない。赤井川村では、1991（平成3）年に具体的な、しかも特定化した都市社会・都市住民との「交流事業」が始まった。この開始年次は、やや立ち遅れた感をいだかせる。しかし、すでにふれてきたように、赤井川村では80年代を通じて、「カルデラの味覚まつり」の開催と「赤井川温泉」の開発によって、都市住民との交流が漸次図られてきた。したがって、「交流事業」は、従来、取り組んできた行政主導による2つの内発的発展を継承しつつ深化させるという意味を必然的にもっていた。赤井川村の地域特性を生かしつつ「交流事業」を設定し、進める必要があった。本節で取り上げる「札幌市手稲区地域住民との交流」（以下、「交流会」と略す）は、このような脈絡をもっている。

改めて指摘するまでもなく、ここでいう「交流事業」は、国や道に補助事業の対象として申請しうるものであるし、いわゆる「三全総」以降における定住圏構想の実現を図ろうとする地域開発政策の1つの具体化を内包するものである。それだけにこのような「交流事業」は開始期においては、特に行政主導にならざるをえない。赤井川村における「札幌市手稲区地域住民」との交流も例外ではない。そこで以下では、このような「交流事業」の一環として位置づけられる「交流会」について、(1)その成立経緯、(2)「交流会」の組織、(3)「交流会」の基本的性格、(4)「交流会」の活動、(5)「交流会」の再編成、(6)「交流会」の社会的影響と課題の6点を設定し、これらの諸点の検討を通じて赤井川村における第3の「行政主導型」内発的発展事例を考察してみたい。

- (1) 「交流会」の成立経緯―「赤井川村活性化支援機構」との関連において―
「交流会」の成立契機は、1991（平成3）年、「交流事業」として「児童の

サマーキャンプ受け入れ」を赤井川村より札幌市に申し入れたことによる。その結果、札幌市より組織体制が整っている「手稲区地域子供会育成連絡協議会」の紹介があり、早速、同年7月に当該協議会管内の子供会加入者より50名をサマーキャンプに受け入れることになった。このサマーキャンプの試みは参加者に好意的に受けとめられ、年末に行われた反省会には、赤井川村からの出席参加が求められた。この反省会において、子供の交流と共に親との交流を盛り込んだ新しい企画の試みが村に対して要請された。そこで村としては、この要請を折からの山村振興事業と関係づけて受け入れることにした。すなわち、それは「美しく、快適で、活力あるムラづくり」の推進を図る組織体として、翌1992（平成4）年8月に設立された「赤井川村活性化支援機構」（以下、「支援機構」と略す）に、先にふれた「手稲区地域子供会育成連絡協議会」および「手稲区民センター」より推薦された3名の都市消費者の参加を委嘱することにおいてであった。したがって、「交流会」は、この「支援機構」との関連において進展する。そこで、以下に取り上げる「交流会」に関わる諸点は、この「支援機構」とその具体的な実施組織である「カルデラの里づくり30人会」に関係づけて考察される必要がある。このことを予め断っておきたい。

(2) 「交流会」の組織―「カルデラの里づくり30人会」との関連において―

さて、このような都市住民を組み入れた「支援機構」は、1992年10月6日における設立総会の開催を経て、ムラづくりの自主的活動を具体的に展開することを目的とした構成員30名から成る新しい組織「カルデラの里づくり30人会」（以下、「30人会」と略す）を創設した。「赤井川村活性化支援機構設置要領」（以下、「設置要領」と略す）における第2条（構成）によると、「この機構は、次に掲げるもののうちから村長が委嘱する構成員30名をもって構成する」とあり、「支援機構」は「30人会」によって実質的に担われることが明記されている。ちなみに、村長が委嘱する30名は①農業生産組織・部会、青年・婦人組織、生活改善グループ等の関係者―12名、②農林業関連企業、商工観光事業者団体、地場産業等の関係者―8名、③都市企業、消費

者等の代表者—4名、④自主的活動組織の関係者、学識経験者—3名、⑤赤井川村、赤井川村農業委員会、赤井川村農業協同組合、赤井川村商工会の実務担当者—3名となり、村内におけるすべての分野、主要な社会組織の代表者をほぼ網羅している。札幌市手稲区の3名は③における都市消費者の代表者として委嘱されている。

このような「支援機構」における「30人会」の構成は、生産者構成員（12名）と消費者構成員（18名）とに大別される。前者は村内の農業生産者であるが、後者には札幌市手稲区からの都市消費者をはじめ、村内に立地する企業体の代表者、そして村内非農家による消費者が含まれている。これら2つの構成員グループより成り立つ「30人会」は、構成員の互選による会長（1名）、副会長（1名）の他、生産者理事（3名）、消費者理事（3名）、消費者監事（2名）の役員をそれぞれ選出している。

ところで、「交流会」としてこの「30人会」を捉え直すと、いずれも改めて後に言及するが、組織上さらに2つの特徴がある。その1つは、「30人会」の活動部門として三部会を1992（平成4）年10月30日の第2回目の「30人会」において設定し、三部会それぞれが機能的に関連しあっているということである。その三部会とは、「交流促進部会」、「環境保全部会」、「育成振興部会」である。いま1つは、消費者構成員のうち札幌市手稲区からの都市消費者を媒介として、農産物の購買—農業生産者からすると販売—を定期的に契約して行う制度としての「パートナー制」を設定していることである。この「パートナー制」の提唱は、1992（平成4）年12月15日の第1回「交流促進部会」の会合において示されている。ここでいうパートナーとは、農産物生産者と都市の消費者とが相互のパートナーとして顔が見える関係をもつことを意味している。このようなパートナーは、「30人会」における都市消費者のメンバーを通じて結びつけられているから、現在のところ、札幌市手稲区の住民に限定されている。しかし、このようなパートナーは、本来的には空間的広がりをもつものである。パートナーの拡充はいつに「30人会」の活動いかんにかかっている。いずれにしても、このパートナーは個人でも世帯でもよいが、5名を1班とし1つの班グループを形成している。この班より1名の班

長（世話人）が選出され、この班長が「30人会」の都市消費者のメンバーと連結し、「交流会」の組織が成立している。こうしたことから「交流会」は、「30人会」の組織それ自体とその活動によって規定されることはいうまでもない。そこで「交流会」の基本的性格を「30人会」の目的と理念を通じて、今一度確認しておきたい。

(3) 「交流会」の基本的性格

「支援機構」を支える「30人会」の構成からも明らかなごとく、赤井川村がこの組織にかける意気込みは並々ならぬものであることが分る。それだけに、「30人会」の目的と活動に関する理念づくりは、具体的な指針を示すために大変重要である。「カルデラの里づくり30人会会則」第2条（目的）では「30人会は、このカルデラの里赤井川村が『美しく快適で活力あるムラづくり』を進めるため、必要と思われる方策等を企画・検討・実施し、村長に提言するとともに、具体的活動を展開することを目的とする」とある。この目的は、1992（平成4）年10月30日第2回目の「30人会」の会合における「ONE運動」の提唱において、さらに同年11月26日の「30人会」理事会における「ONE運動」方針の了承によって、「30人会」の理念づくりと具体的な活動の方向性が定められた。

会員による知恵の結集が読み取れる「ONE運動」について、まずその「ONE」を確認しておこう。「O」とは「オープン・ハート」であり「農村を都会に開くという心をもつこと」、^{xx}「N」は「ナイス・ビュー」であって「農村景観を保全すること」、そして^い「E」は「エンジョイ・カルデラライフ」であり「農村生活を楽しむこと」をそれぞれ意味する。したがって、このような「ONE」の意味するところは、「30人会」の目的を理念として設定し直したものだといえる。この理念には今日の都市農村交流のあり方を端的に示しているといってよい。一種のスローガンともいえるこの「ONE」に即して、「30人会」は、その具体的な活動部門として、1992（平成4）年11月26日、三部会を設置した。すなわち、「O」に対して「交流促進」部会、「N」は「環境保全」部会、そして「E」が「育成振興」部会である。三部会の設置後は、

12月9日に「第1回育成振興部会」、同月15日に「第1回交流促進部会」、そして1993年1月12日には「第1回環境保全部会」の会合がそれぞれ連続して開催され、「30人会」の理念に照らした具体的な活動方針の細目が検討されることになった。「30人会」の「活動状況報告書」によると、「30人会」の会合は毎月1～2回、コンスタントに行われており、そうした会合において地域活性化の企画・検討・実践をめぐる諸課題が精力的に論議されていることがうかがわれる。そこで次に、このような「活動状況報告書」を手がかりに、「交流会」の活動を取り上げてみよう。

(4) 「交流会」の活動

「活動状況報告書」によると、「30人会」の主要な事業活動は4点に集約して報告されている。すなわち、①カルデラ・パートナー制の実施、②サマーキャンプの実施とカプト・ランドの設置、③景観作物栽培と特産品開発試験、④他の企画がそれである。これらの活動を以下、順次取り上げてみよう。

まず、①カルデラ・パートナー制の実施とは、すでに言及したように、赤井川村の農業生産者と札幌市手稲区住民—都市消費者—との間における契約の締結である。この契約関係は1月中旬から予約申込みを受けつけ、4月から翌年3月までの1年間、当事者間における農産物の生産・販売・購入を実施推進する。一例を平成7年度にみると、米、野菜、果物が生産者構成員10名と手稲区における消費者114名との間において契約された。ちなみに、平成5年の初年度実績を確認すると、生産者構成員5名—消費者29名、平成6年度ではそれぞれ10名—82名であったから、都市消費者は3カ年間に急増している。「活動状況報告書」では、パートナー制の月毎の実施状況は確認できないが、平成9年度受け付けリストを参考にすると、こうした契約関係の内容が月別の農産物供給時期および作物名として判明する。このリストによると、生産構成員11名、都市消費者199名となり、契約締結数は過去、最高となっている。やや煩雑になるが貴重な資料であるから表2に示しておく。

表からうかがわれるように、4月から年度末までほぼコンスタントに供給される作物は米であり、これに加工された冷凍カボチャが続く。これらに対

表 2 パートナーメニュー

供給時期	作物名	数量	単価	金額
4月19日	キララ397 10kg	124	4,300	533,200
5月17日	キララ397 10kg	119	4,300	511,700
5月下旬 6月中旬	農園借地料	1	2,000	2,000
	農園耕起・整地	1	2,000	2,000
	農園有機肥料	1	1,800	1,800
	農園種子バレイショ	1	2,000	2,000
	G アスパラ LM 込 500g 1回	55	650	35,750
	G アスパラ LM 込 500g 2回	107	650	69,550
	G アスパラ LM 込 500g 3回	26	650	16,900
	G アスパラ LM 込 500g 4回	31	650	20,150
	G アスパラ L・2L 2kg 箱詰	32	3,000	96,000
	冷凍カボチャ 500g	43	160	6,880
6月21日	キララ397 10kg	122	4,300	524,600
7月上旬	冷凍カボチャ 500g	26	160	4,160
	ミニトマト 200g	176	150	26,400
	ピーマン 2級品 300g	109	100	10,900
	イチゴ SML 1.2kg 1回	55	1,600	88,000
	イチゴ SML 1.2kg 2回	31	1,600	49,600
	イチゴ SML 1.2kg 3回	15	1,600	24,000
	イチゴ SML 1.2kg 4回	9	1,600	14,400
7月19日	キララ397 10kg	117	4,300	503,100
7月下旬	赤肉メロン 6玉 8kg 箱	21	4,500	94,500
	〃 ギフト	15	4,500	67,500
	赤肉メロン 6玉 3ケ箱ギフト	3	2,400	7,200
	赤肉メロン 6玉 2ケ箱	35	1,600	56,000
	〃 ギフト	3	1,600	4,800
	赤肉メロン 6玉	44	800	35,200
	スイカ L	99	1,100	108,900
	ブロッコリー 2ケ	107	200	21,400
	ミニトマト 200g	169	150	25,350
	ピーマン 2級品 300g	93	100	9,300
8月9日	キララ397 10kg	113	4,300	485,900
8月中旬	赤肉メロン 6玉 8kg 箱	28	3,900	109,200
	〃 ギフト	21	3,900	81,900
	赤肉メロン 6玉	58	700	40,600
	メルティ・メロン 7-8玉 8kg 箱	13	3,500	45,500
	〃 ギフト	3	3,500	10,500
	メルティ・メロン 7-8玉 ケ	51	600	30,600
	スイートコーン 6本	149	600	89,400
	〃 ギフト	19	600	11,400
	ブロッコリー 2ケ	76	200	15,200
	ミニトマト 200g	135	150	20,250
8月下旬	ピーマン 2級品 300g	75	100	7,500
	スイートコーン 6本	154	500	77,000
	〃 ギフト	5	500	2,500
	ブロッコリー 2ケ	63	200	12,600
	ミニトマト 200g	113	150	16,950
	ピーマン 2級品 300g	69	100	6,900
	ミヤコ南瓜 6玉 10kg	33	1,400	46,200

北大文学部紀要

供給時期	作物名	数量	単価	金額
8月下旬	ミヤコ南瓜6玉 ギフト	1	1,400	1,400
	ミヤコ南瓜6玉用	97	250	24,250
9月上旬	人蔘ML 5kg 土付	24	650	15,600
	ブロッコリー 2ケ	63	200	12,600
	ミニトマト 200g	113	150	16,950
	ピーマン2級品 300g	66	100	6,600
	リース用稲穂キララ 20本	17	200	3,400
	冷凍カボチャ 500g	18	160	2,880
9月13日	キララ397 10kg	111	4,300	477,300
	バレイショML 10kg	49	1,000	49,000
9月下旬	〃 ギフト	26	1,000	26,000
	冬至南瓜	63	250	15,750
	スイートコーン 6本	121	500	60,500
	ブロッコリー 2ケ	60	200	12,000
	ミニトマト 200g	121	150	18,150
	ピーマン2級品 300g	75	100	7,500
	枝豆葉付き 200g	322	100	32,200
	バレイショL5kg 南瓜2ケセット	16	1,200	19,200
	〃 ギフト	8	1,200	9,600
	大根(漬物用) 5本土付	421	300	126,300
10月下旬	大玉キャベツ(漬物用)	59	500	29,500
	人蔘ML 5kg 土付	70	650	45,500
	バレイショML 10kg	44	1,000	44,000
	〃 ギフト	19	1,000	19,000
	キララ397 10kg	131	4,300	563,300
	玄米(漬物用) 5kg	1	2,100	2,100
	米ヌカ(漬物用) 10kg	20	200	4,000
	ハクサイ(漬物用) 4-5ケ袋	72	600	43,200
	冷凍カボチャ 500g	13	160	2,080
	バレイショML 10kg	64	1,000	64,000
11月下旬	〃 ギフト	1	1,000	1,000
	キララ397 10kg	96	4,300	412,800
	冷凍カボチャ 500g	11	160	1,760
12月中旬	キララ397 10kg	113	4,300	485,900
	冷凍カボチャ 500g	41	160	6,560
	小豆 300g	51	250	12,750
	とら豆 300g	64	300	19,200
	黒豆 300g	37	250	9,250
	玄関用ヱ飾大 90cm	1	2,200	2,200
	玄関用ヱ飾中 75cm	15	1,700	25,500
	神棚用ヱ飾 45cm	10	2,200	22,000
	車両用ヱ飾	3	1,000	3,000
	リース飾台	1	600	600
1月下旬	キララ397 10kg	93	4,300	399,900
	冷凍カボチャ 500g	10	160	1,600
2月下旬	キララ397 10kg	89	4,300	382,700
	冷凍カボチャ 500g	21	160	3,360
3月下旬	キララ397 10kg	96	4,300	412,800
	冷凍カボチャ 500g	15	160	2,400

して、6月中旬から12月中旬までは、当該年に収穫された新鮮な野菜や果物が途切れることなく供給されることになる。いうまでもなく農産物は天候に左右され、収穫期がズレたり、収穫量の予想に食い違いが生じることもある。しかし、年間を通じて端境期をつくらず作物供給のプランがたてられていることは明確である。「交流会」では、これを「パートナーメニュー」と呼んでいる。同じ作物でも家庭消費者とギフト用とに分けたり、サイズにおいても消費者の意向を生かした配慮がみられる契約となっている。

このようなパートナー制の実施は、年間通じての企画であり、農産物が赤井川村から札幌市手稲区に届けられる内容である。これに加えて、パートナー制の実施において重要な行事が2つある。1つは9月中旬に「パートナー収穫祭」を開催し、パートナーとなった消費者が赤井川村において契約した生産者の農園にて直接、農産物を収穫するという企画である。ちなみに、平成5年9月12日に行われた第1回目の「パートナー収穫祭」では100名（大人と子供を合わせて）の参加があった。平成6年度の参加者は99名、平成7年度では80名となり、初年度に比べてやや減少している。いま1つの行事は、第1節で取り上げた「カルデラの味覚まつり」への参加企画である。これは、平成7年度よりバス・ツアー企画として行われることになった。当該年度では、大人79名、子供18名の参加があった。「カルデラの味覚まつり」の課題に関して指摘した村外者の参加、とりわけ都市住民の定期的な「リピート型」のまつり参加は、この「交流会」における手稲区住民の参加によって確実な一歩が進められたといえる。

こうしたパートナー制の実施は、「食」を介した都市農村交流のパターンを示しており、しかも交流しあう主要な対象者は大人ないし世帯レベルとなっている。これに対して、子供が主要な参加者であり、「体験」交流というタイプを示す活動は、夏休み開始直後の土、日を利用して行われる②サマーキャンプの実施とカプト・ランドの設置である。

すでに「交流会」の経緯において言及したごとく、赤井川村における「交流会」のそもそもの具体的な初発の活動は、児童のサマーキャンプ受け入れであった。都市農村交流における1つのタイプとして、子供を中心としたこ

のようなサマーキャンプが企画の内容として位置づけられる類似例は少ない。しかし、赤井川村では、このサマーキャンプの開催に合わせて、生産者の農園を活用し、カブトムシの生育をし、そのサナギや成虫を子供みずからが採取するといった企画に特徴がある。もちろん、採取するだけではない。それはカブトムシの生育過程を示したパンフレットを通じて、実地学習がなされるという生きた実践教育なのである。そのためにカブトムシが産卵し、幼虫が生育しやすい条件をもつパーク（樹皮）堆肥の導入から、堆肥の積み替え作業を赤井川村の生産者が行う。このような実験施設がカブト・ランドなのである。

カブト・ランドがオープンしたのは「交流会」が開催された翌年 1993（平成 5）年 7 月 26 日であるが、「活動状況報告書」によると、この年のみ 2 泊 3 日（7 月 24 日～26 日）の日程でサマーキャンプが行われた。参加者は手稲区の児童 142 名（父母 18 名）、赤井川村の児童 11 名となり、農家 33 戸に 117 名が民泊、「都（みやこ）住民センター（公民館）」に 25 名が宿泊した。平成 6 年度以降は 2 日間となり、やや参加者が減少してはいる。それでも手稲区の参加児童数は 100 名を越えている。参考のために、2 日間の行事スケジュールを平成 7 年度（手稲区児童 109 名、赤井川村児童 17 名が参加）について示しておこう。行事は①入村式から始まり、②与作体験（木の伐採、トーチ棒作成）、③今夜のおかず発見ゲーム（オリエンテーリング、農産物の採取）、④郷土資料館見学、⑤キャンプファイヤー、⑥農作業体験、⑦カブト虫採取、⑧育成者（カブト虫—16 名の育成者および農作物—12 名の生産者）との懇談会、そして⑨退村式となる。スケジュールは盛りだくさんである。都市の児童みずからが参加し、地元の児童と交流するのみならず、カブト虫や農産物の生育に関する生きた学習を経験しうるようなアイデアが生かされている。

このようなサマーキャンプの実施とカブト・ランドの設置は、都市農村交流の次世代への継承発展にとって重要な意味をもつといわざるをえない。したがって、先にふれた「パートナー制」が生産者と消費者双方にとって、1 年毎の契約という短期的で直接的な経済的意味をもつものであるのに対し

て、このサマーキャンプとカプト・ランドの企画は、両地域住民にとってどちらかといえば将来的に長期的で間接的な非経済的―教育的文化的―意味をもっているといえる。いずれにしても、両者の活動が、参加当事者から高い評価を得ていることは参加者数の実績からも確認しうる。なお「交流会」の評価に関しては、改めて(5)(6)の各項においても言及したい。

③景観作物栽培と特産品開発試験について。この活動は①、②に比べると「交流会」における位置づけがむづかしい。たしかに、「30人会」における理念に照らした3つの活動部会、そして各部会において「交流会」に関係づけられる事業活動は、交流促進部会におけるカルデラ・パートナー制、育成振興部会におけるサマーキャンプの実施とカプト・ランドの設置、環境保全部会における景観作物栽培と特産品開発試験にそれぞれ対応して把握される。しかし、前者2つに対して、後者の環境保全部会の事業活動は、事業それ自体の企画がむづかしい。それだけに、部会としては、事業活動の見通しをどのように明確化するか、そして「交流会」との整合性をどのように図るのかというプランニングの初期段階にあり、明確な方向づけを模索している手探り状態といえる。

このような指摘は、「活動状況報告書」にある1993(平成5)年1月12日の第1回「環境保全部会」においてすでにみられる。しかしそれでも模索とはいいいながら、景観作物としてひまわりとコスモスの栽培が平成5年度の事業計画に盛り込まれた。ひまわり2ha、コスモス0.3haが村内農家に委託栽培された。初年度に新聞紙上に2度紹介されたことから、地域外―とくに都市住民―からの園場見学者がみられるようになり、若干の集客効果がみられた。「交流会」のねらいの1つが都市農村交流にあることからすると、この部会のよりいっそうの機能的独自性を示すと共に、都市住民による園場見学者の増大を図るためのいっそうの工夫が必要となるであろう。こうした課題を踏まえつつ、環境保全部会は、景観作物栽培の取り組みと共に特産品開発の計画を検討している。特産品開発の試験的試みとしては景観作物のうちのひまわり栽培が取り上げられ、このひまわりからひまわり油、ひまわり種実、そして健康食品の開発といった方向性が模索されている。

このような方向性からすると、むしろ別途の独立した部会—たとえば、特産品開発部会—を設定する必要があるようにさえ思われる。しかし、それは多くの自治体が従来、取り組んできた村民のみによる特産品開発部会ではなく、都市住民のアイディアを組み入れた新しい形のそれである。「30人会」の理念と構成を考えると、このような可能性を検討する余地があるように思われるからである。

それでは最後に④その他の企画についてふれておこう。「活動状況報告書」をみると、①②③の各事業活動を補強し補足する企画がなされている。たとえば、「カルデラ情報マップ」(平成5年度事業)の作成、「パートナーに対するアンケート調査」(平成6年度事業)の実施、「PRビデオ(30人会の活動記録)」(平成7年度)の作成がそれである。これらの企画のうち「カルデラ情報マップ」や「PRビデオ」の作成は「交流会」の側面的支援にとどまらず、都市農村交流を促進するための「情報発進」の意味をもっている。このような「情報」企画は、「カルデラの味覚まつり」への参加、「赤井川温泉」の活用にかかわる都市住民に対する「情報発進」の意味をもっている。いずれにしてもこれらは、内発的な地域発展を図るための重要な企画といえよう。

(5) 「交流会」の再編成

平成4年10月より手がけられてきた山村振興事業は平成7年度(平成8年3月)をもって終了した。同時に、この事業に連動し、「赤井川村活性化支援機構」の実施主体として組織された「カルデラの里づくり30人会」は残念ながらいったん解散することになった。赤井川村の地域活性化を図るために、並々ならぬ意欲がみられた「30人会」の解散によって、「交流会」事業は大きな岐路にたった。過去3年余の経験に照らして、「交流会」活動の再検討が図られた。これに合わせて「交流会」における実施主体の組織上の構成が検討された。結果として、「カルデラの里づくり30人会」の名称を引き継ぐが、その構成員は大きく変化し、活動も「食」の交流に特化した形態となった。新しい「カルデラの里づくり30人会」(以下、「新30人会」と略称する)の設立会議が、平成8年5月10日、札幌市手稲区民センター会議室で行われる

程の変化をみたのであった。

「新 30 人会」規約第 1 条（目的）によると、「この会は赤井川村の生産者と手稲区の消費者がお互いをパートナーと認識して『安全で安心な農産物』を媒体に、顔の見える都市と農村の交流活動を提携することによりパートナーの拡充を図ることを目的とします」とある。平成 4 年における「30 人会」会則の目的条項に明記された「ムラづくりを進めるため、必要と思われる方策等を企画・検討・実践し」といった文言はない。活動の指針を示した第 2 条でも「(1)『安全で安心な農産物』の生産・供給並びに普及 PR に関すること。(2)生産者と消費者の意思疎通に関すること。(3)その他必要と認められる活動」とのみなっている。

「新 30 人会」規約の目的と活動に関するこのような条項が示すように、「交流会」は「食」を中心とした都市農村交流を促進することになった。これに対応して、「新 30 人会」組織の構成は、全体数は変わらないものの、生産者構成員 12 名に対して、消費者構成員は 18 名となり、しかも後者すべてが札幌市手稲区住民となった。旧「30 人会」における手稲区住民代表の都市消費者がわずか 3 人であったことを考えると、「新 30 人会」におけるこの都市消費者構成員数は、「交流会」それ自体の力点が赤井川村から札幌市手稲区に移行したことを示している。さらに、「新 30 人会」における赤井川村住民は、村民の各層から委嘱されたメンバーではなくて、旧「30 人会」における生産者構成員をほぼ受け継いだ 12 名の農業生産者に限定されることになった。こうしたことから、「新 30 人会」の設立会議が手稲区民センターで行われたことは必然的であったといえる。

ただ注目しておかなければならないことは、「新 30 人会」の構成員の大幅な変更があったにもかかわらず、事務局は赤井川村農業共同組合営農販売課と赤井川村役場産業課農政係に置かれたままである、という点である。これは、両者が「新 30 人会」による「交流会」の活動の窓口であり、その活動を側面から支援する形を示すものである。と同時に、山村振興事業に連動して進められてきた「交流会」が行政主導から民間主導に移行したことをも意味している。赤井川村における内発的発展の事例として「交流会」を考える時、

このような移行過程を経験しつつ展開する事例の跡づけは重要である。

それでは、「新 30 人会」における生産者構成員と都市消費者構成員とはどのような具体的な活動を展開しているのか、それを生産者における平成 9 年度パートナーメニューを通じて確認しておこう。パートナー制およびパートナーメニューの設定は、従来の方式が踏襲されている。平成 9 年 1 月に受けつけられた契約は生産者構成員 12 名中 10 名と手稲区住民 199 名との間に成立した。この契約内容について 4 月から翌平成 10 年 3 月までを一応区切り整理してみると、農産物の提供の仕方は (A) 複数の生産者による場合 (以下「共同提供型」と呼ぶ) と (B) 単独の生産者のそれ (以下「単独提供型」と呼ぶ) とに大別される。月別種類別の農産物提供の状況はすでにふれたから、ここでは (A) (B) の両タイプによる農産物の種類別提供のあり方、提供される農産物の量と販売額を中心に「交流会」の活動を示しておきたい。

まず (A) の「共同提供型」には 2 つの下位タイプがある。すなわちそれは、5 人の生産者構成員 (U+M+D+I+N の各氏) による「米」の提供と 2 人の生産者の組み合わせによる「蔬菜」の提供である。前者の「米」の提供は、すでにふれたように、4 月から毎月ほぼ下旬に定期的に提供される契約となっている。ちなみに、平成 9 年度では、北海道産米の「キララ 397」(10 kg 入り) が 1,334 袋—573 万円 (「交流会」活動の当該年度総契約額の 70.9%) —提供される。2 人の生産者の組み合わせによる「共同提供型」は、G 氏+H 氏による「スイカ」が 100 個—11 万円—、G 氏+N 氏による「赤肉メロン」が 78 箱 (ギフト用を含む) —27 万円 (バラ売りを含む) —、G 氏+S 氏による「ブロッコリー」(2 ケ入り) が 496 ケース—7 万円—、W 氏+G 氏による「メルティ・メロン」が 16 箱 (ギフト用を含む) —9 万円 (バラ売りを含む) —、H 氏+G 氏による「ジャガイモとカボチャの詰め合わせ」が 24 箱—3 万円—、U 氏+M 氏による「スイートコーン (6 本入り)」が 162 箱 (ギフト用を含む) —8 万円—となっている。

このように「共同提供型」は、単一品目を複数の生産者の組み合わせによって提供するタイプである。これに対して、(B) の「単独提供型」は、1 人の生産者が多品目を提供する場合と、1 品目のみを提供する場合とに分けられ

る。前者のタイプについては、生産者 Y 氏を一例にして示しておく。Y 氏は、5 月下旬から 12 月中旬にかけて「グリーンアスパラ」256 箱―24 万円―、「人參土付き」95 箱―6 万円―、「枝豆葉付き」323 袋―3 万円―、「漬物用ハクサイ」72 袋―4 万円―、「小豆+トラ豆+黒豆」といった豆類 152 袋―4 万円―を都市消費者と契約している。

後者の 1 品目「単独提供型」に関していえば、生産者 T 氏の場合、「ピーマン (300 g 入り)」492 袋―5 万円―、H 氏は「パレイショ (10 kg 入り)」204 箱 (ギフト用を含む)―20 万円―を提供することになっている。両事例に対して、(A) タイプのメンバーとして「米」を提供する一方で、(B) タイプとして 1 品目を都市消費者と契約する場合もある。たとえば、M 氏は「スイートコーン (6 本入り)」171 箱 (ギフト用を含む)―10 万円―、N 氏は「赤肉メロン (8 kg 入り)」50 箱 (ギフト用を含む)―19 万円―をそれぞれ契約している。

「新 30 人会」による「交流会」は、このように赤井川村における特定の農業生産者と都市消費者との間に展開することになり、旧「30 人会」にみられた、村全体の地域活性化を図ろうとする「交流会」とは性格を異にすることになった。しかし、特定の農業生産者とはいえ、また契約された農産物の販売総額 (ちなみに、平成 9 年度のパートナーメニューによると約 800 万円) は必ずしも大きくないとはいえ、赤井川村と札幌市手稲区との間における特定化した、しかも継続性が期待しうる太いレールが敷かれたことは否定できない。

(6) 「交流会」の社会的影響と課題

平成 3 年度より都市農村交流事業として、児童のサマーキャンプ受け入れから始まった「交流会」は、平成 4 年から山村振興事業の一環に組み入れられ、全村支援体制としての「赤井川村活性化支援機構」の設立と相俟って、「都市農村交流」を通じて「ムラづくり」を促進しようとする「カルデラの里づくり 30 人会」の活動として進展してきた。しかし残念なことに、平成 8 年 3 月の山村振興事業の終了と同時に「30 人会」が解散したことから、「交流会」

は「30 人会」の名称を継承しつつも、組織の大幅な改変を行い「新 30 人会」として歩み始めている。比較的短い期間において「交流会」はその開始、進展、終了そして再出発を経験してきた。すでに指摘したように、このような「交流会」の変遷は「行政主導型」内発的發展から「民間主導型」内発的發展への変容過程を示している。第 1 節における「カルデラの味覚まつり」もいづれ民間主導へという位置づけがある。こうしたことから、赤井川村における内発的發展の事例としてこのような展開過程をもつ「交流会」の社会的影響と課題を確認しておくことは重要であろう。

そこで、「交流会」によって得られたプラスの社会的影響と残された課題とに分けて指摘したい。まず前者の「交流会」によるプラスの主要な社会的影響として次の 5 点があるように思われる。①村のあらゆる社会層を組み入れた「村づくり」の機運を高めつつその実践を経験したこと。とくに ONE (O「オープン・ハート」、N「ナイス・ビュー」、E「エンジョイ・カルデラライフ」)運動の提唱は村人のアイディアの貴重な結晶であった。②村と特定の都市地域住民との間に定期的な都市農村交流のルートが確立したこと。③パートナー制の導入によって農産物の販路が「産直」として確保されたこと。このことによって、農産物生産者にとって消費者のニーズの的確な把握、生産者努力が評価される販売価格の設定、いわゆる「顔がみえる農業」による新たな農業経営の展望等々が得られるようになった。④都市消費者による農産物に対する安全、安心、そして新鮮という評価が得られ、そのことによってパートナー数が急増したこと。これは生産者と消費者との間における信頼感、満足感、充実感を示している。⑤遠隔地との都市農村交流ではないことから、文字どおり隣接する都市との「交流会」は、山間農村から近郊農村へという赤井川村の性格づけの変化を確実に一歩進める契機を創り出したこと。

以上のような「交流会」のプラスの社会的影響に対して残された課題としてさしあたり以下の 5 点を指摘しておきたい。①「交流会」が再編成されたことにより、全村支援体制という「村づくり」の機運が後退するという危惧がありはしないか。②「交流会」が「食」を中心とした都市農村交流に特化したことから、「新 30 人会」の組織構成にみるように、限定された生産者構

成員と赤井川村における他の農業生産者との間に微妙な乖離が生じることになったのではないか。③「交流会」における生産者構成員は12名であるが、パートナー制の充実を図るうえで、パートナーの拡大に伴い農産物の生産が過不足なく需要に応じることができるのか否か。これに連動して④生産者構成員の高齢化、後継者の確保といった問題によって、生産者構成員の組織構成上のあり方が問われることになりはしないか。⑤「交流会」の初発の事業であった児童のサマーキャンプを中心とした都市農村交流が、「新30人会」の「交流会」では打ち切られてしまったことである。この活動は本来、世話が大変であることに加えて、ボランティアによる経済的支出が伴うことも少なくなかったから、都市農村交流が「食」を媒介とした単一型に特化することは合理化戦略の結果ではある。しかし、これは、次世代への伝達と継承が図られる「教育と文化」の交流を加えた複合型という広がりをもった「交流会」の幅をせばめることになりはしないか。

「新30人会」体制による「交流会」は再編成後2年目を迎えたにすぎない。したがって、旧「30人会」の体制による「交流会」との比較検討が赤井川村、生産者構成員、他の赤井川村住民、そして都市消費者の4者において、さらにすすめられ、「ムラづくり」の方向性が改めて探られることになるであろう。ここで取り上げた「行政主導型」から「民間主導型」への変容過程にある内発的發展事例は、そうした方向性のより高次の再検討機会を与えているといつてよい。すでに指摘したように、景観作物栽培や、特産品開発の試みについての再検討も、このような文脈に位置づけられるであろう。

むすび

本稿で考察した「行政主導型」内発的發展の3事例は、全国における多種多様な内発的發展の実践例に比べて何ら特別の事例ではない。むしろこれらは平凡で目立たない。いずれも、高度経済成長期以降、深刻な過疎化に直面した地域社会と地域住民とが、その存立をかけて模索しつつたぐり寄せた地域再生のための地味な取り組みである。しかし、小規模な1自治体において、

「行政主導型」から「民間主導型」への内発的発展の移行過程を示す事例が複数同時に存在することは注目される。しかも、そうした内発的発展事例には、地域社会と地域住民にとって、ささやかとはいえ、プラス評価を示す効果が多く確認された。わが国の町村部の自治体において、従来、内発的発展に関する多くの実践例が取り上げられ、考察が加えられてきたにもかかわらず、ここで言及したような意味における内発的発展の移行過程を跡づけると共に、そうした過程における内発的発展の効果を具体的に見極めつつ明示した考察は少ないように思われる。

そのために、内発的発展に関してかつて保母氏が注意を喚起した「政府計画における内発的発展の落とし穴」や最近時における氏の「内発的発展のために解決すべき課題」、また守友氏のいう「内発的発展論の限界性とその克服の道」として指摘された諸点が克服されにくいように思われる^(註13)。もとより、本稿が、そうした課題の多くに対して直接的な解を与えるものではない。しかし、すでに本文において言及した「行政主導型」内発的発展の3事例は、「行政主導型」とはいえ、「民間主導型」内発的発展への移行過程を示すものであったから、自治体行政、自治体職員、地元地域住民、地域外（都市）住民、上級の行政体、そして国家行政の六者が相互に有機的に関連しあいながら、内発的発展を展開している事実が示された。これらの事例分析においては、とくに内発的発展における課題の一つであるいわゆる「担い手」の有り様に注目し、自治体職員、地元地域住民、そして地域外（都市）住民の三者の関連が解明された。加えて、本文中各節の最後の項において、事例の効果として要約したように、農業という基幹産業、温泉開発といういずれも地域の資源を活用した内発的発展は、地域外（都市）住民による参加者の量的拡大、1千万円単位の起業実績という新しい経験を確実に生み、これらが地域住民における意識変革と態度変容を引き起こす誘因となってきたことも明らかになった。

本稿において取り上げた内発的発展の3事例は、先の保母氏や守友氏が指摘した課題の一端を克服しうるささやかな実践例であると思われる。しかし、こうした事例は、わが国の山間農村において、これまで試みられたり手がけ

られている内発的発展事例を再検討し、見極めるべき課題や方向性を明示的に把握する必要性があることを示している。こうしたことを通じて、内発的発展それ自体の考察の深化はもとより、内発的発展にからむ地方分権や分権的地方財政に関する考察もいっそう明確に位置付けられるのではないと思われる。

ところで、赤井川村における内発的発展事例は、ここで取り上げた「行政主導型」事例以外に、村の基幹産業の農業にかかわる「民間主導型」内発的発展事例が、これまた複数同時に存在する。加えて、第1節「対象地の概況」において指摘した「誘致型」の大規模なリゾート開発が進行中である。性格の異なるこれら三者の同時的存在は、小規模な自治体としては全国的にみても、数少ないのではないと思われる。しかも、それらが単に個々別々に存在するのではなくて、相互に有機的に連携しつつ、冒頭で指摘した地域社会と地域住民とが抱える課題を克服し始めている^(註14)。したがって、こうした「民間主導型」内発的発展と「誘致型」リゾート開発に関する検討、そしてこれらと本稿において考察した「行政主導型」内発的発展事例との相互関係の検討をふまえて、山間農村における内発的発展の意味、そして内発的発展に伴う地域生活や地域住民の生活の質に関する変容がさらに解明されなければならない。これらの課題は、いずれも別稿において改めて取り上げることにしたい。

ともあれ、赤井川村は、都市的規模や都市的性格を異にする札幌市、小樽市、余市町といった諸地域に背中合わせに隣接しているだけに、そうした「地の利」を生かした内発的発展が、今後、さらに進展していくものと思われる。

(謝辞) 本稿作成に際して、赤井川村役場の方々に多大の協力をいただきました。御礼申しあげます。

注

(注1) 国土庁地方振興局過疎対策室監修『平成8年度版 過疎対策の現況』1997年、東京

官書普及株式会社。大内 力編集代表『日本農業年報 40 中山間地域対策—消え失せたデカップリング—』1993 年、農林統計協会。

(注 2) 玉野井芳郎・清成忠男・中村尚司共編『地域主義』1978 年、学陽書房。清成忠男『地域主義の時代』1978 年、東洋経済新報社。玉野井芳郎『地域分権の思想』1977 年、東洋経済新報社。杉岡碩夫『地域主義のすすめ』1976 年、東洋経済新報社。

(注 3) 保母武彦『内発的発展論と日本の農山村』1996 年、岩波書店。鶴見和子『内発的発展論の展開』1996 年、筑摩書房。守友裕一『内発的発展の道』1991 年、農山漁村文化協会。宮本憲一・横田茂・中村剛治郎編『地域経済学』1990 年、有斐閣。鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』1989 年、東京大学出版会。

(注 4) 宮本憲一『環境経済学』1989 年、岩波書店。保母武彦『農山村の内発的発展の試行』、自治体問題研究所編集『地域づくり論の新展開』1983 年、自治体研究社、60-79 頁。

(注 5) 国土庁計画・調整局監修、農山漁村活性化研究会編著『ハーフ・ソサイエティの新たな展開』1990 年、ぎょうせい。農政調査委員会『日本の農業 177 あすへの歩み 都市と農村の交流—その展開と意義—』1990 年、勸農政調査委員会。都市農村交流研究会編『都市と農村の交流』1985 年、ぎょうせい。小山智士『農村と都市の交流の新展開』、『農業共同組合』383 号、1987 年、全国農業共同組合中央会、45-59 頁。

(注 6) 松下圭一『日本の自治・分権』1996 年、岩波書店。

(注 7) 多くの離村者がみられたことは、拙稿「親族関係と都市移動の意志決定」(『北海道大学文学部紀要』39-1、1992、176 頁-189 頁) 参照。

(注 8) 北海道市町村振興協会『平成 7 年度 市町村の財政概要』1997 年。

(注 9) ちなみに、平成 3 年度における公債比率は 12.1%、財政力指数は 0.134 である。

(注 10) 月形町における施設園芸としての花卉栽培は、昭和 40 年代後半より取り組まれてきており、平成 9 年度では、107 戸の農家により 70 品目(カーネーション、撫子、かすみ草、デルフィニューム、ユリが主品目である)が栽培されている。平成 8 年度実績では、販売額は約 11 億 5 千万円である。なお、月形町では秋から冬にかけて温泉ではなく灯油による熱源を利用したビニールハウス栽培(カーネーション、撫子が主品目である)を行っている。これに対して、森町濁川(にぎりがわ)地区では、温泉水利用および地熱利用による施設園芸の取り組みがみられキュウリ(1 月下旬~6 月)、トマト(9 月~12 月初旬)の生産・出荷が行われている。

(注 11) このような課題に対して、すでに赤井川村役場社会課では、遠距離地区に居住する高齢者のために、無料の「村内僻地温泉入浴送迎用」バスを月 2 回程度運行している。しかし、現在では、利用者は少ないとのことである。

(注 12) 赤井川村と人口規模が類似している大滝村は、温泉を利用した高齢者の保養施設を村内に複数設立し、北海道内はもとより道外からの多くの入所者を確保し、地域づくりを展開している。また洞爺村は温泉病院を開設し、やはり高齢者の利用を図っている。

- (注13) 保母武彦「過疎地域と内発的發展」宮本憲一監修『国際化時代の都市と農村』1986年所収、自治体研究社、275-282頁では、「政府計画における『内発型』は各地で展開している内発的發展とは異質であり、内発的發展を阻害する危険性が大い」と注意を喚起し、「内発的發展の地域運動」の必要性を指摘した。保母武彦、前掲書、251-268頁では、内発的發展のために重要な課題として、国土審による経済効率優先主義からの脱却、地域の独自性と個性、地域づくりの目標、地域づくりの方法、地域づくりの主体、そして日本型ハンディキャップ地域対策の6点について言及している。守友裕一、前掲書、239-242頁では、内発的發展論の積極性を確認しつつ、「基幹産業である農業への言及が弱く、農村の基本問題からややはずれた所で、実践例を評価してしまったこと」、「一国全体の社会、経済構造の変革プログラムと地域をいかに結びつけていくかということ」の2点をあげている。いずれも適切な指摘といえる。したがって、これらの課題が内発的發展の実践事例においてどのように克服されつつあるのか、またこれらの課題設定をしつつ内発的發展がいかに進展するのかを実践事例の分析を通じて解明することがぜひとも必要であろう。本稿ではこうした論点の考察を試みた。
- (注14) 最近における動きとして、1例をあげると、若い人のUターンがみられ、既婚子と親との同居がみられるようになってきた。拙稿「低成長期における高齢化と世帯戦略」、熊谷文枝編『日本の家族と地域性』(上)、1997年、ミルヴァ書房、88-89頁。